

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第61号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、議第61号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、議案件名簿の1ページでございますが、議第61号 監査委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

初めに、本議案提出の根拠規定でございますが、地方自治法第196条第1項の規定に基づき識見選出監査委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第196条第1項の規定と申しますのは、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するというものでございます。

次に、提案理由でございますが、地方自治法第195条の規定に基づき本市に識見を有する監査委員を置くためございまして、現在、識見を有する者のうちから選任されております土屋國芳監査委員の任期が今月、12月10日で満了となりますが、土屋委員から任期満了をもって退任したい旨の申し出があったことから、識見を有する者のうちから新たに監査委員を選任いたしたいというものでございます。

次に、選任いたしたい方でございますが、住所は下田市白浜1264番地の4、氏名は土屋徳幸さんで、生年月日は昭和24年3月22日生まれの64歳でございます。土屋さんの主な経歴でございますが、下田市のご出身でございまして、昭和42年3月に沼津市内の公立高校をご卒業され、昭和46年3月に法政大学文学部日本文学科を卒業後、同年4月に教育図書や教材、学習参考書関係の出版を社業の中心とする株式会社学習研究社に就職されました。その後、

同社に2年間勤務され、昭和48年4月1日付で下田市職員に任用されたものでございます。

市役所に入庁後の平成5年4月に教育委員会庶務課庶務係長を命ぜられ、以後、平成11年4月から総務課長補佐兼財政係長、平成15年4月から市民課長、平成17年4月には総務課長兼防災監に任ぜられ、翌平成18年4月に企画財政課長を命ぜられて、平成21年3月に定年退職されました。市役所を退職後の平成21年4月から地震防災当直業務に携わる非常勤の防災専門員として静岡県賀茂危機管理局に勤務され、現在に至っておりますが、非常勤防災専門員の職につきましては、現在、退職の進めを進めております。

土屋さんは、市役所職員として勤務された間、議会事務局や市民課、税務課、教育委員会、選挙管理委員会事務局などに配属され、また、建設課や産業課などの事業課も経験するなど、幅広い行政分野で実績を重ね、さらに、総務課長、企画財政課長という要職を担うなど、多様な実務を通して豊かな知識、経験を積まれ、人格が高潔で財務管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有し、識見選出の監査委員として適任者であると確信するものでございます。

以上のことから土屋徳幸さんを識見選出の監査委員としてぜひとも選任にご同意たまわりますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 監査委員の選任についてですが、ただいまの副市長のほうからの説明は十分だと思います。特に土屋徳幸氏に関しましては、市民課長あるいは企画財政課長として、この議場の中でもいろいろ議論もしたこともありますので、彼が196条に示すところの人格が高潔で普通地方公共団体の財政管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関してすぐれた識見を有する者であるというふうなことにしましては全く同意するものであります。その上で、また少しちょっと今回の監査委員の任命についてちょっと感想を持ちましたので、それについて2点ほどのことなんですが、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

一点は下田市のさまざまな外郭団体というか、含めて、いろいろ関係する組織団体、特に振興公社あるいはシルバー人材センター、社会福祉協議会等々、あるいはまた各種審議会等もそうなんですが、結構、名前を見てもみますと、市の退職された方がなされている場合が多いですよね。それぞれそれなりの能力、それなりの人物であるということでその職を満たしているんですが、ただ、それが余りにもちょっと多いと、また今回の監査のことに関しても、

またなのかなというふうなちょっとそういう感想を持ちました。そこら辺について、まず一点、どういうふうに当局としては思っているのかということをお聞きします。

もう一点は監査という役割、これは市の行政、お金の出し入れから行政についていろいろチェックする機関ですが、本来的には第三者的あるいは外部の人に任せる、お願いするというのが一つの形ではないのかなというふうには思っております。そこら辺のところ、当局としても新しい監査委員を選任するに当たっては、いろいろ市内のいろんな人をリストに挙げていろいろ検討したあれかと思いますが、今回、市の職員を退職された方、そういう部分の方にまた、これ極論言って、こんなことを言っては失礼かもわかりませんが、身内の方ですよね、そういうふうな方に監査をお願いしたということについて、そこら辺のところの選任に至るまでの経過について教えていただければと思います。

この2点についてお願いします。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） ただいま鈴木議員のほうから2点ほどご質問がございました。まず、土屋さんのキャリア的には十分であるけれども、市の外郭団体あるいは補助団体等において市のOBが就任しているケースが多いというような、一般論としてそういうご質問がございました。

それで、今回、識見選出の監査委員を選考させていく過程におきまして、当然、現職でございますけれども、現在の土屋監査委員さんにも後任の人選についてどのようなお考えがあるのかということをご助言を賜っております。その中で、これまでは土屋さん自身は県のご出身でしたものですから、県の職員についてもどなたか適任者がいるかないかということも選考させていただいております。残念ながら現在、県の職員を経験された方の中で年齢的にも下田市の監査委員をお願いするような方というのが見当たらなかったということが一つ事情にございます。

それから、他市の例を見ますと、例えば税理士さんとか公認会計士さんとか、あるいは、その他会計管理に対する資格をお持ちの方をご就任依頼している場合も少なからずございます。下田市の場合におきましても税務事務所、かなりあるわけなんですけれども、そういった中でなかなかこの監査の業務に携わっていただくということが非常に難しい状況があるのではないかと判断させていただきました。ということは、本業をお持ちで市の監査事務に携わりますと、少なくとも定期監査あるいは決算監査、それから毎月、例月監査というものが大きいわけでございますけれども、そういった監査の中で時間を、延べ時間少

なくとも大体4カ月ぐらいはそこに従事しなければならない状況が生まれてくるんじゃないかということでございまして、そうしますと、やはり本業との兼ね合いの中で、かなり大都市とは違って、このような小さな自治体の中におきましては難しいところがあるのじゃないかという形を受けております。

土屋監査委員さんからは、行政の実務にかなり精通した方がふさわしいのではないかといいご助言をいただいております。そういった中で今回、選任につきまして選考させていただきます。現在、議会のご同意を求めているところでございます。

また、監査の役割といたしまして、かなり多様化、複雑化しております。そういった中で第三者機関への監査ということにつきましても一つの選択肢として考えられるのではないかというふうな趣旨のご質問だと思いますけれども、ご承知のとおり、平成9年の地方自治法の改正によりまして、平成10年10月から外部監査制度というのが施行されております。県内の状況を見ますと、当然この外部監査制度につきましては法律の制約がございまして、包括的な外部監査におきましては、都道府県とか、あるいは政令指定都市、中核市というかなり大規模な都市において包括外部監査契約を結びなさいと。

一方、個別の外部監査契約というのもございまして、これにつきましては、各地方公共団体がそれぞれ個々の事案に合った形での監査が必要なときに個別に契約して対応していくということでございまして、県内の例で申し上げますと、今、政令市2市、静岡市、浜松市でございます。ここは当然、外部監査を契約をしております。それ以外に個々の個別外部監査の契約ということの事例を見ますと、例えば、財務会計制度が導入されまして、かなり制度の内容が複雑多岐にわたるということで、その辺について当該自治体の状況について専門家の知見をいただきながら監査しなければならないというような状況があるという判断のもとに対応してきたところもございまして、県内では熱海市が、これは熱海市さんの財政事情もございましたかもわかりませんが、そういった形で財政健全化法による個別外部監査の実施をしております。それ以外の例はございません。

ですから、下田市におきましても将来、外部監査で専門的な知見を求めるような事案が出てまいりましたら、その都度個別の契約の中で対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 感想を持ちましたが、今の副市長の答弁の中で、いろいろ検討された

結果というふうなことでありますので、私の感想が杞憂にならないように願っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第61号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第62号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第62号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議案件名簿の2ページをお開きいただきたいと思います。存じます。

議第62号 下田市教育委員会委員の任命についてにつきましてご説明申し上げます。

初めに、本議案提出の根拠規定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

この地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというものでございます。

次に、任命いたしたい方でございますが、住所は下田市三丁目13番19号、氏名は天野美香さんで、昭和40年10月26日生まれの48歳の女性でございます。現在小学校5年生と来年4月に小学校へ入学されるお子様2人の保護者でございます。

次に、提案理由でございますが、現職の外岡澄子委員の任期が今月、12月13日をもって満了となるため、新たに天野美香さんの任命につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

なお、外岡委員は下田朝日地区の下田中学校区から選出されました委員でございますが、今限りで退任したいとの申し出があったものでございまして、後任の委員につきましても同地区からの選出とさせていただくものでございます。

また、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして教育委員のうちに保護者を含めることを義務づけられ、義務づける改正法が平成20年4月から施行されております。現在の保護者委員は浜崎地区から選出の委員だけでございますので、今回は保護者委員を増員することで議会に対し選任の同意をお願いするものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、委員の選任要件として年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮することを求めています。それらの要件も踏まえまして今回提案させていただいたものでございます。

天野さんの主な経歴でございますが、広島県呉市のご出身で、昭和61年に埼玉県内の短期大学を卒業後、郷里の呉市で家業に従事されるかたわら、特定の組織、企業に所属しないでご自分の知識、経験、才能等を生かし多方面で活動されておりました。その後、平成14年に結婚を機に下田市内にお住まいを移され、現在はご主人が副住職を務めておられます宗教法人長楽寺におきまして事務や接客などに携わっていらっしゃいます。

先ほど申し上げましたとおり、天野さんは現在、下田小学校5年生と来年4月に下田小学校へ入学されるお子様の保護者でございます。人格高潔、誠実で指導力があり、現在、小学校での読み聞かせのボランティアやPTA役員として活動などに積極的に参加されており、教育に対し熱意が強く、保護者の方々や地域住民、また教職員からの人望、信頼も厚く、その豊かな識見を本市の教育行政、学校運営に適切に反映していただけるものと確信しており、教育委員会委員として適任の方でございます。

以上のことから天野美香さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひともご同意を賜りますようご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、議会で同意をいただきました場合の任期でございますが、本年12月14日から平成29年12月13日までの4年間となるものでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） すみません。毎回新しい教育委員任命のときには、その人がどのような教育に対する考えを持っているのかということをお聞きすることにはしているんですが、当局としても天野さんのほうに伺って、いろいろお話をなされた中でこの人ならというふうに思ったんだと思いますが、そのような中で教育に関してその人がどのような意見、見解、抱負を持っているのかというようなことが、もしありましたら、まずお知らせいただければなというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今回の教育委員ご就任に当たりまして、事前にご自宅を訪問させていただきました。市長、教育長、それから私、さらに学校教育の担当課長、その中で膝を交えて話をさせていただいたところでございます。

天野さんは、先ほど申し上げましたとおり、PTAの役員としてご活躍されておまして、その指導力につきましては自他ともに認める方でございます。ご本人は小学校児童の保護者として児童一人一人の個性や能力を伸ばす教育、あるいは学ぶ意欲の向上を図っていくことが必要であるということで、そういった考えをお持ちの方でございまして、何しろ子供たちが学校生活が楽しくて学校に行くことが喜びであるというような学校づくり、あるいは授業の充実が結果として学力の向上に結びついていくと、そういう考えをお持ちでございまして、そのような認識のもとで学習環境の整備に今後、教育委員として努力していくことができればありがたいというふうなお考えを伺っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） わかりました。それと、教育委員会について次にちょっとお聞きしたいんですが、教育委員に今度新しくご就任されるんですが、その教育委員会について、この

間いろいろとまた国のほうでもいろんな動きが出ていまして、中央教育審議会等々でも教育委員会のあり方についての答申というんですか、それなども12月に最終的に答申が出るらしいんですが、中間的なものとしてですか、何か11月27日に教育制度分科会で答申案の素案というのが出されております。

そのような中で、教育委員会のあり方について、地方公共団体の市長と教育委員会のあり方、教育長との関係等々について意見を出されております。そのような中で、教育委員会がどのようになっていくのかというふうなことが今ちょっと動いているさなかではあると思いますが、そこら辺について、今現在の動きの中で教育委員会のあり方について、また、教育長と首長の関係について。

もう一つ、そのほか、今度おやめになられる外岡さんは、教育委員会の委員長をなされていた方ですね。その方が退任されて、またその後に教育委員会の中で教育委員長というのもまた新たに指名なされるのかどうなのか。教育委員会のあり方と同時にそこら辺のことについても一応、市長並びに教育長のお考えをお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 人事案件に絞ってもらいたいと思いますけれども。

〔発言する者あり〕

○議長（土屋 忍君） 答弁はどうか、できますか。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今、鈴木議員のほうから中教審の考え方が、一定の考え方が示されたという中でございまして、その考え方というのは、教育委員会が抱えるさまざまな課題、諸問題、これを一定の方向性の中で首長の権限に、ある程度首長さんの関与ができるような仕組みをつくっていかねばならないというような内容であったと思います。

その内容については、まだ詳しく精査しておりませんので、ここで軽々に答弁することは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、今後その答申の内容を市長部局、あるいは教育委員会事務局等々を含めまして検討させていただいて適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） 今、副市長が申したとおりでありまして、まだ中央で最終的にこの方向でというのは示されていないというように捉えています。ただ、お話がありましたように、市長と教育長との関係、あるいは市長と教育委員会との関係、これについても今お話が

ありましたように、それぞれの権限がこれからどういうふうになっていくのか、これはこれからの中央においての考え方、審議によって、それはこれから方向が決まってくるのではないかと、このように思っています。

それから、教育委員長の選任の件もお話ございましたけれども、任命をいただいた後、今現在、外岡委員が委員長を務めているわけですので、委員長の席について、またこれは委員会を開催をしまして選任をしていく、こういう予定であります。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） わかりました。とにかくまだその教育委員会のあり方についても結論が出ていないわけではなくて過程でありますので、はっきりした答えはなされないと思いますが、また、新たな教育委員に任命された方もそのような教育委員会の中に入ってお仕事をなされるわけですので、そこら辺のことについて、もしまた教育委員会のあり方について新しい動きが出てきたら教育長のほうなり、あるいは市のほう、何かの形で教えていただければと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第63号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第63号 小学校教育用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、議第63号 小学校教育用パソコン購入契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

小学校教育用パソコン購入契約につきましては、平成17年から平成18年度にかけて整備いたしました115台のパソコンを更新するものでございます。今年度当初予算で2,200万円、それから、9月定例議会におきまして800万円の補正予算の議決をいただきまして総額3,000万円の予算で整備を実施したものでございます。3,000万円の内訳といたしましては、パソコンが約2,770万円、それから、パソコンを教室に配置するための机、椅子等の備品として約230万円ということで設計をさせていただきました。そのうちパソコンの購入の予定価格でございますが、こちらが2,756万400円となったものでございます。契約金額につきましては1,974万円でございます。しかし、予定価格が2,000万円以上であるため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める契約案件に該当するものでございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。契約の相手方につきましては、静岡県下田市西本郷二丁目2番15号、日興通信株式会社下田営業所所長、鎌田龍雄さんとなるものでございます。

続きまして、お手数でございますけれども、条例改正関係等説明資料1ページをお願いしたいと思います。

資料として仮契約書を添付してございます。3ページ目からがパソコンの明細でございます。

内容といたしましては、市内の7小学校に教師用のデスクトップパソコン各1台、それか

ら児童用といたしまして187台のノートパソコン、合計194台のパソコンを整備するものでございます。児童用パソコンにつきましては、1人1台の操作が可能となるように各学校で最も多い児童が在籍するクラスの人数分を配置するものでございまして、パソコンのこのノートPC、明細の11番から19番まででございますように内訳がございまして、稲梓が21台、稲生沢40台、白浜19台、浜崎21台、下田40台、大賀茂16台、朝日30台の合計187台となるものでございます。

それから、その他ソフトウェアといたしまして、現在使用中の学習ソフトウェアのバージョンアップ、こちらは既に現在使っております115台分、こちらがバージョンアップでございます。それから新たに追加する79台分を購入いたします。また、授業支援ソフトということのを台数分導入することによりまして、教師用のパソコンによりまして児童用のパソコンの一括管理が可能となるものでございます。こちらの一括管理なんですけれども、例えば、児童用のパソコンの一斉の電源のオンですとかオフですとか、それから画面、それから操作をロックできるといったもの、それから、先生の画面を児童用のパソコンに転送できたりと、それから、子供たちが多少いたずらしても環境復元機能といった機能がついているものでございます。

それから、また、周辺機器といたしまして各学校に1台ずつA3対応のカラーレーザープリンター、それから4ページ目なんですけれども、4ページのほう33番でございますけれども、これNASと言います。ネットワーク・アタッチド・ストレージと言うらしいんですが、こちらはサーバー的なものでございまして、データ保管のための装置を配置することとしているものでございます。

納期につきましては平成26年3月20日でございます。

以上、大変雑駁なご説明でございましたけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第63号 小学校教育用パソコン購入契約の締結について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第64号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第64号 静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、議第64号 静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてご説明をさせていただきます。

議案件名簿の4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページは議案の鑑でございます、静岡縣市町総合事務組合規約を次の5ページの内容のとおり変更することについて議決を求めるものでございます。

提案理由は、静岡縣市町総合事務組合の構成団体であります小笠老人ホーム施設組合が退職手当事務から脱退することに伴いまして、静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更することについて当組合を組織する関係地方公共団体と協議するためでございます、小笠老人ホーム施設組合は指定管理者制度を導入することになりましたことから、平成26年3月31日をもって静岡縣市町総合事務組合規約第3条第1号の市町職員退職金手当事務から脱退することになりました。

これに伴いまして、構成団体として加入している静岡縣市町総合事務組合の規約の変更を

するものでございまして、一部事務組合の規約を改正する場合は、地方自治法286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けなければならないとなっております。また、同法290条では、この協議につきましては関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されておりますことから、構成団体でございまして下田市議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、5ページにありますとおり、規約の別表第2、第3条第1号に関する事務の中の小笠老人ホーム施設組合を削除するものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料により変更内容の説明をさせていただきますので、説明資料の5ページ、6ページをお開き願いたいと存じます。

見開きの左側ページが変更前、右側のページが変更後でございます。アンダーラインを引いてあるところを今回削除するものでございます。

別表第2（第3条関係）、これにつきましては、組合で共同処理する事務の第3条第1号と第2号及び第3号の事務区分の構成団体を列挙しておるものでございますが、今回の一部改正はそのうちの第1号部分、組合構成団体の職員の退職手当の支給等に関する事務、これを規定しているものでございます。そこに係る事務区分の表の中から小笠老人ホーム施設組合を削除するものでございます。

それでは、すみません。議案件名簿5ページに戻っていただけますでしょうか。附則でございしますが、この規約は平成26年4月1日から施行するというものでございます。

雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第65号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） それでは、議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の6ページをお開きください。

議案の題名ですが、ハリスの足湯指定管理者の指定についてでございます。

これは地方自治法第244条の2第6項の規定により公の施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。

1の指定管理者を指定する公の施設の名称はハリスの足湯でございます。

2の指定管理者となる団体の名称は足湯管理組合。

3の指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とさせていただくものでございます。

提案理由といたしましては、ハリスの足湯の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

提案内容につきましては、条例改正関係等説明資料によりまして説明させていただきますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の7ページをお開きください。

施設の概要でございますが、所在地は下田市二丁目11番10号、供用は平成12年11月3日、敷地面積及び建築面積は23.76平方メートルでございます。

次に、指定団体の概要でございますが、団体名は足湯管理組合で、当該団体は平成12年7月1日に設立され、下田市二丁目12番17号の下田商工会議所内に事務所を置き、代表者は組合長の亀村文男さんでございます。当該団体は、伊勢町奉仕会、大横町通り商店街、下田市中央商店街協同組合、協同組合下田クレジット、下田市商業協同組合及び下田商工会議所の6団体で構成され、ハリスの足湯を維持管理し中心商店街の振興対策に活用することを目的に設立されたものでございます。なお、当該団体はハリスの足湯供用時の平成12年11月から平成18年3月まで施設の管理を受託し、平成18年から平成20年度の3年間は第1回目の指定管理者として、また、2回目の指定管理者として平成21年度から平成25年度の5年間、今年度を含めまして8年間、指定管理者としてハリスの足湯の管理運営をしている団体でございます。

次に、施設管理の運営及び提案要旨でございます。

まず、第1点目の経営方針といたしまして、気軽に立ち寄ることのできる集客施設として中心商店街の振興対策への活用を掲げております。

2点目の安全安心面からの管理運営の具体策につきましては、シルバー人材センターによる清掃作業及び構成員による清掃点検作業を行っております。

3点目のサービスを向上させるための方策につきましては、商工会議所ホームページの活用、施設が無料である旨の看板設置、旅行雑誌等への掲載依頼、来客用タオルの販売を行っているものでございます。

4点目の利用者の要望把握及び実現策につきましては、インターネットサイトへの登録により施設評価や意見を聴取するとともに、アンケートの実施による要望事項の把握と改善を掲げております。

5点目の利用者トラブルの未然防止と対処方法につきましては、足湯管理組合の構成員による巡回等の実施を掲げております。

申請理由といたしまして、中心商店街活性化のため地元商店街による管理を求めているものでございます。

8ページをお開きください。

指定管理料につきましては、指定期間の5年間は無料で行うものでございます。

なお、今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に公募によらない選定方法でご審議をお願いしたものでございます。選定委員会では、第1回目の委員会を平成25年7月26日に開催し、平成25年10月23日まで7回にわたってご審議を

いただき、平成25年10月31日に足湯管理組合がハリスの足湯の候補者として適当と認める旨の選定結果のご報告をいただいたものでございます。この報告を踏まえまして、足湯管理組合がハリスの足湯の指定管理者として適当と判断し、今回提案させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第65号 ハリスの足湯指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 指定管理料がゼロということなのですが、実際には幾らか経費がかかっていると思うんですよ。シルバー人材センターへの清掃依頼、それから温泉そのもの、実際のこの運営するための経費は幾らぐらいかかって、どこが負担をしているのか。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄君） ただいまの負担につきましては、構成6団体より負担金を集めまして、それで清掃とかそういったものの管理費に充てているものでございます。具体的には、負担金が構成団体6団体各団体から6万円で36万円、あと、タオルを売り上げで行っておりますので、その売り上げを4万円計上しております。あと、これまでの繰越金等9万円ありまして、大体26年度の収支でいきますと49万円程度の収入を見込んでいるところでございます。

支出に関しましては、施設清掃費、こちらがシルバー人材に委託する分が11万円、あと、水道電気料等が3万円、温泉使用料等で17万6,000円、その他は清掃消耗品とか事務費等で3万円、タオルの製作費が8万円、あと、若干の修繕等も含めまして事務委託費等で4万円、あと、予備費を2万5,000円程度見込みまして、26年度がおおむね49万円程度で実施していくというものでございます。

あと、27年度以降も大体42万6,000円の収入で、支出も42万6,000円、28年度以降も42万円から3万円程度の事業費で実施していくと。26年度が若干多いのが、こちらがタオルの製作を26年度は実施するというので49万円と若干、他年度よりも多くなっております。このタオルの製作は1年分ではなくて複数年のものをつくるというような計画となっております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第65号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第66号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定につきましてをご説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の7ページのほうをお開き願いたいと思います。

議案の題名でございますが、下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてでございます。これは地方自治法第244条の2第6項の規定により公の施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるというものでございます。

1の指定管理者を指定する施設の名称としましては下田市総合福祉会館でありまして、2の指定管理者となる団体の名称につきましては社会福祉法人下田市社会福祉協議会でございます。3の指定管理の期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とさせていただきますものでございます。

提案の理由につきましては、下田市総合福祉会館の管理運営を指定管理者に行わせるためというものでございます。

それでは、提案の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりまして説明をさせていただきますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の9ページのほうをお開き願いたいと思います。

まず、1つ目の施設の概要でございますが、施設の名称につきましては下田市総合福祉会館で、所在地につきましては下田市四丁目1番1号でございます。供用年月日につきましては昭和63年4月1日、敷地面積につきましては9,836平方メートル、これは市民文化会館を含んでおりまして、その一部を使用させていただいているものでございます。建築面積は

490平方メートル、延べ床面積にしましては896平方メートルとなっております。

次に、2の指定団体の概要でございますが、団体名は社会福祉法人下田市社会福祉協議会でございます。代表者につきましては、会長、高橋忍さんでございます。

この団体は昭和53年3月22日に、社会福祉法人下田市社会福祉協議会としまして設立されておるものでございます。この社会福祉法人の目的は、下田市におきます社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的としている法人でございます。また、法人として行う主な事業としましては、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、また、共同募金事業への協力、老人居宅介護等事業の経営、老人福祉サービス事業、社会福祉資金の貸付事業、福祉相談事業、その他法人の目的達成のために必要な事業を行っているものでございます。

なお、これまで下田市社会福祉協議会におきましては、第1回目の指定管理者として平成16年度から平成20年度までの5年間、また、第2回目の平成21年度から25年度の5年間、今年度を含めまして10年間、指定管理者として下田市総合福祉会館の管理運営を行っている法人でございます。

次のページをお開き願います。

3の施設管理及び運営の提案要旨でございますが、まず、1点目の管理運営を行うに当たりましての経営方針についてですが、管理運営を行う上で、下田市における総合的な地域福祉の基幹施設としまして老人デイサービスセンターと老人福祉センターの利用者の健康増進、生きがいがづくり、交流と触れ合いの場づくり、趣味と余暇の促進を行い、市民に広く親しまれていくことを経営方針と示しております。具体的には、事業の実施に当たりまして地域の保健、医療、福祉サービスと密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努め、管理運営につきまして市民との信頼関係を築き、市民と協働して適正な施設運営を目指すこととしております。

次に、2点目でございますが、安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについてでございます。

地域福祉担当職員7人と老人デイサービスセンター職員13人を配置しまして、誰でも気軽に安心して利用できる管理運営を行っていただいております。さらに、看護職員を配置し、また、安全面でAEDの設置、また、AEDのその取り扱いについて講習を受け、緊急の場合に備え万全な体制をしております。また、利用者からの苦情等に対しましては、担当職員

を配置しまして解決に向けての調査を実施し、改善措置等を行っておる状況でございます。

次に、3点目のサービスを向上させるための方策についてでございますが、この会館の利用者は高齢者、弱者が大部分を占めておりますので、接遇などソフト面に力を入れておるものでございます。ハード面は大変難しい状況ですが、充実を図っていきたいと検討を重ねております。

次に、4点目の利用者等の要望の把握と実現策についてでございますが、老人デイサービスセンターは、サービス変更等がある場合につきましては利用者を対象にアンケート等調査を行い、利用者の意向に沿うようにしております。また、老人福祉センターにおきましては、施設整備や職員の対応に関する要望の把握に努めております。

次に、5点目の利用者のトラブルの未然防止と対処方法についてでございますが、全職員が積極的に専門的サービス向上に努め、常に利用者主体の考えに基づきまして、利用者の立場を第一に考え誠実に応じるとしてしております。施設につきましては、常に安全かつ安心して利用できるよう施設の点検を行い、トラブルに対して苦情マニュアルが整備され、苦情対応責任者等により適切かつ迅速に処理することとしております。

次のページになりますが、6点目の地域との連携、他施設との連携等についてでございますが、地域住民の各種団体との協働による福祉課題の解決を図る取り組みを進め、小地域に根差した新たな地域福祉サービスを展開することとしております。

7点目の指定管理の指定を申請した理由についてでございますが、下田市総合福祉会館の完成に伴いましてその管理運営を社会福祉協議会が昭和63年4月1日から受託し、平成16年4月1日には福祉会館の指定管理者となり、平成21年4月1日は再度、指定管理者となり現在に至っております。この間、事故もなく適正な管理運営が行われ、市民からも社会福祉協議会の福祉会館と認識されてきております。この福祉会館は地域福祉の中核施設としまして、老人団体連合会、ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、各種福祉団体関係と連携をしながら福祉サービスを行っており、福祉会館の果たす役割は大きなものであります。施設の維持管理、福祉サービスの実績を踏まえ、市民にとって社会福祉協議会が指定管理者とすることが市民の福祉サービスにつながるものと判断したこととなっております。

4点目の指定管理料についてでございますが、平成25年度につきましては412万円で年度協定を締結しております。また、平成26年度から5年間の指定管理料につきましては、今回の提案に基づきまして、表のとおり各年412万円を予定しております。なお、この各年度の金額におきましては、支払い方法、金額等につきまして年度協定を結び決定をさせていただ

くという予定となっております。

なお、今回の指定管理者の指定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会に公募によらない選定方法でご審議をしていただき、社会福祉法人下田市社会福祉協議会が下田市総合福祉会館の指定管理者の候補者として適当と認める旨の選定結果の報告をいただいたものでございます。この報告を踏まえまして、社会福祉法人下田市社会福祉協議会が下田市総合福祉会館の指定管理者として適当と判断し今回提案をさせていただくものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議第66号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時 7分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終了しています。

議第66号に対する質疑を許します。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） ちょっと1つお伺いします。

先日、前回、一般質問の中でちょっと調べたんですけども、この3の3にあるとおり、高齢者や弱者が大部分を占めているということでもあります。大体1日平均40名と言いましたっけか、利用、70名だっけか、忘れちゃいましたけれども、利用があるので、それもし災害時の避難に関して非常に不安に思ったんですが、それについてはどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 災害時の避難の関係でございますが、定期的に避難訓練を実施しております。職員を使いまして施設内から外に出なければいけないような災害が発生した場合につきましては、車椅子または職員がついて八幡神社の境内を通りまして下田幼稚園のほうに避難路を今のところ計画をして訓練を続けております。ただ、うちのほうも、先ほど言われましたように、老人、弱者が多いということですので、社会福祉協議会とはいろ

いろ打ち合わせをしまして、避難路の本数、例えば玄関から出て八幡神社の境内を通る、または、施設から裏道を通って境内のほうに抜けるとか、いろいろな方策を考えまして、不都合な点がありましたら改善していこうということで話し合いをさせていただきながら、利用者に対しての安全を確保したいなというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） それは一応安全であるということで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 今のところそのような訓練を重ねまして安全確保をしたいと。

また、周辺に銀行関係とかいろいろな事業所等がございます。私のほうから社会福祉協議会のほうにお願いをしているのは、一緒に避難をできる方向が同じ場合についてはその方たちに協力をしていただくとか、そういうこともお話ししたらどうかと、地域のコミュニティーを利用したらどうかということも提案をさせていただいておりますので、できる限りの方法をとりまして安全確保をしたいなというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） ちょっと教えてください。

社会福祉協議会、今後、老人、その他ボランティア、その他社会に福祉貢献していくのはもちろんのことなんです、サービス向上を住民のためにする。先ほどソフト面ではかなり充実したところがあるということで、ハード面で難しい面があるというふうなご説明だったと思うんですが、そのハード面での難しいのは具体的に何か、ちょっと教えていただきたいということと、それはすぐやらなければいけないことなのか、それとも徐々にそのハード面では解決していけばいいことなのか。その団体で解決できるものなのか。ちょっとその内容を教えていただきたいなと思います。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） ハード面の関係ですが、私も以前からハードを気にしておりまして、福祉事務所に来ましてまた同じように耳にするのは、2階建てであり、また、2階に上がる方法が階段しかないということで、2階に上がる方法を検討していただきたいということもいろいろ聞かせていただいております。ただ、なかなか建物の形状、または通路の幅の狭い部分がありまして、いろいろな設備をつけられないし経済的な面もありますので、その辺がちょっと問題がまだ解決できていないかなと、また今後いろいろ検討させていただ

きたいなというふうには考えております。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） 内容はわかりました。現状では何かしらのその方法で、かわりとして早急にやらなくても対応はできているという、広くいろんな形に2階等も利用できないケースが多々あるというふうなそういうことでございますか。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） できれば解決はしたいというふうには考えておりますが、なかなかそういうハード面を設置する部分にまだ至らないということで、2階が老人福祉センターということで、いろいろお風呂とかそういう広場とか利用できるものを設置してあります。1階部分につきましては、デイサービスセンターということで活動させていただいております。デイサービスセンターにつきましては入浴等もついておりますので、職員がそのデイサービスの利用者をお風呂のほうに案内するのに手を貸しながら利用しているという状況で解決をしております。これからいろいろ施設のほうの指定管理者と話し合いながら最低限できる限りやりたいと思っておりますが、なかなかハード面での難しい部分がありますので、なかなか進んでおりません。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 小泉さんの質問とラップするかもしれませんが、この説明資料の10ページ、その（3）のサービス向上をさせるための方策についてというところがあるんですが、今ここで、いわゆるサービス向上を図るような施策の実施が難しいと、善意銀行の預託金を利用しハード面の充実を図っていききたいと、こういう表現になっているんですが、これは具体的にどういう、預託金が幾らぐらいあって、どのようなことを充実化に向けて考えているのか。あるいは検討課題になっているのか。この辺わかったら教えてください。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） ハード面につきましては、大部分が2階に上がる方策ということが一番の重要課題ではないかと思っております。その辺につきまして指定管理者と、いろいろ現状で利用形態を考えながら何とかしたいというふうには話しているのですが、なかなか前に進めない状況で、大変申しわけなく思っております。

こちらのほうには、申しわけございません。善意銀行の預託金につきまして金額をちょっと持ち合わせておりません。ただ、このような善意銀行のお金が、今、使用目的、使用方法

等が検討されていない状況でストックされているということがありましたので、それをどのように使おうかということが社会福祉協議会の中でも検討されているということを聞いております。私どももそれが使えるかどうかも含めまして、また、ハード面でも改修ができるかどうか。その辺も含めて指定管理者と話しながらやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第67号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） それでは、議第67号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして公の施設の指定管理者を指定するため本議会の議決をいただくものでございます。

内容につきましては、まず、8ページの表紙でございますが、指定管理者を指定する公の施設の名称としては加増野ポーレポーレ。指定管理者となる団体の名称につきましては、これは非公募でございました加増野区でございます。指定の期間につきましては平成26年、来年4月1日から平成31年3月31日までの5年間を予定しております。

詳細を説明させていただきます。

説明資料の12ページ、13ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。

まず、施設の概要でございます。

施設の名称につきましては加増野ポーレポーレ。条例上の名称は下田市農林水産物加工施設ということになっております。所在地は下田市加増野481番地の3。施設の規模等でございますが、供用年月日が平成11年4月1日。面積等につきましては、敷地が2,228.36平方メートル、建築面積が197.08平方メートルとなっております。

次に、指定団体の概要でございます。

団体名は加増野区でございます。設立年月日は平成11年4月1日となっております、これは加増野、後ほど説明させていただきますが、ポーレポーレの運営委員会というものが設置された月日ということでご理解いただきたいと思います。次に、所在地は下田市加増野791番地の1、現区長、代表者、加増野区長、渡辺繁さんでございます。

3番目として、施設管理及び運営の提案の要旨でございますが、大きく3番から5番まででございます。

まず、(1)番の管理運営を行うに当たっての経営方針についてでございますが、グリーンツーリズムを通し、都市住民との交流の場として、また、地域農業振興と地域共同体の結束の拠点として、当該施設の趣旨に沿った自主事業を企画実施することにより適正な管理運営をしていきたいということでございます。

次に、安心・安全面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて。加工品の原材料には地場農産物を使用し、みその材料の大豆からもち米、小麦、大根など、休耕田対策とあわせて安全で安心な低農薬農産物をつくり利用しております。

次に、施設の管理についてですが、まず、自主事業計画。そば打ち体験、みそ販売、石窯ピザ体験、その他各種の体験、加工品の販売、食事の提供などを行っております。

職員の配置でございますが、先ほど申しましたように、加増野区内にポーレポーレ運営委員会を設置し、委員を区の総会において選出し、加増野区長の管理指導のもと、当運営委員会によって運営してございます。運営委員は現在11名ということでございます。

次に、職員の研修計画ですが、年1回、県主催講演会等への参加や種々、下田市等が主催する、それから県が主催するいろんな講演会等がありますので、その辺については随時、視察等も含めまして行っているところでございます。それから、保健所主催の食品衛生の講習会にスタッフ全員で参加いただいております。

次のページ、13ページをお願いいたします。

④番として、利用者等の要望の把握及び実現策でございます。アンケート調査の実施により利用客の要望把握とその実現に関して関係者により分析を行い、なるべく要望等があった場合、早く実施するように努めているということでございます。

その他として、地域の連携、ほかの施設との連携等ということで、加増野区民による原材料の作付とそれを買取する事業や区民の交流の施設としての活用及び区民による周辺の草刈り、水源地の管理等の実施をいたしております。

次に、団体の理念ですが、団体の経営方針等につきましては、加増野区自体は行政組織としての役割を持っているが、ポーレポーレ運営委員会は、加増野区の指導のもとで加増野地域の交流・地域活性化の拠点として、また、衰退著しい地域農業の再生の拠点として運営を積極的に進めていきたいというふうに申しております。

5番のその他ですが、現在、県の耕作放棄地対策事業として24年、25年、一応、事業としては5年間行うことになっております。対策事業の交付金をいただける事業としては今年度までですけれども、ツルクビカボチャの栽培育成並びに加工品の作製販売ということで、今現在はちょうど収穫が終わりまして加工品の作製を行っているというふうに言っております。また、今後、補助金はなくなりますけれども、自主的な事業を拡大して、特に販売先の開拓ということで事業を続けていきたいというふうに考えております。

次に、指定管理料でございますが、指定管理料については、協定期間、この26年4月1日からの5年間につきましてはゼロ円ということで、無料ということで行っていたことになっております。

以上、雑駁でございますが、指定管理者、加増野ポーレポーレの施設についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） 2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、こちらのほうはグリーンツーリズムとうたっており、外部への発信というものについては非常に重要な要素だと思われま。こういったサービスの広報についてどのような形で行っているのか。また、今後行う方針がどのような形であるのかということをお伺いさせていただきます。

2点目に、加工商品の流通についてなんですけれども、先ほどツルクビカボチャの件に關しましては、今後拡大ルートを模索していくということですが、そのほか、例えばみそであったり、あそこで扱われております商品というものは非常に我々にとっても誇りある地域の物産ということで、できる限りの観光客あるいは外部への発信力というものが備わっているかと思ひます。こういった加工商品の流通について現在どのような形で行っているのか。あるいは今後どのような形で行われていくのか。その2点についてお伺いさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） まず、竹内議員の2つの質問でございます。グリーンツーリズム等、これは当初から拡大していきたいという目標であると思います。広報につきましては、市のホームページやご自分たちで自主的につくっていただいているホームページ等、それからパンフレット等がございます。なかなか資金的なものがないということで、なかなか広域なPRが今のところ難しい状況でございますが、市としましては観光協会やその辺にも働きかけまして載らせてはいただいておりますけれども、まだまだ不足かなと思っております。今後の5年間につきましても、さらにこういった施設のPRも含めて広報していきたいなというふうに考えております。

次に、今開発しておりますツルクピカボチャ関係も含めて全体の商品があります。もちろん現在地に来ていただいて、おそばが一番売れ筋の商品と聞いておりますけれども、それは当然そこで加工品等を販売しております。まだまだほかのところで売るといって、委託販売的なものがなかなかできていないということで、これについては拡大をしていこうということで、今、観光協会とか今現在やっています、らくらとか道の駅、あそこの下田館でしたでしょうか、あそこでの販売等をお願いしていくというふうに考えております。

市外、県外のPRについても、これは観光として少しPRしておいたほうがいいのかというふうには考えておりますので、これはまだちょっと課題になっておりますけれども、これについても産業振興課、観光課のほうにもお願いしながらPRに努めていきたいと思っております。

販売ルートの開拓ですけれども、これはいろいろ難しい面もありますが、これもやっぱり市それからいろんな団体を通じまして、農林さんの最初の力を入れていただいた分もありますので、その辺も通じまして販路を何とか開拓していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。11名のこの役員の方々というものは、多分この施設を維持管理することを目的として頑張っていらっしゃると思うんです。その方々に例えば販売ルートあるいは広報活動というものを委ねるといことは非常にちょっと難しいのかなと思います。しかるならば、先ほど課長おっしゃったとおり、観光協会あるいは各種団体のルートを使って、このポーレポーレの存在、あるいはポーレポーレの意義というものをしっかりとその各種団体に認識いただいて、皆様がつくられているこの地域の魅力というも

のをしっかりと外部に発信していただきたい。これが本年度から行われます観光まちづくり推進計画等々にも多分武器として非常に有効的なものであるかと思われまので、ぜひとも連携した形でこのポーレポーレの加増野の皆様とともにしっかりと活動していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありますか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） ポーレポーレのコンセプトはすごくいいものだと思ひております。特に6次産業化等々にそういうふうなものを率先して担ひていけるような施設であるというふうひに私も認識しております。また、従業員の人も熱心でして、各種のいろんな市のイベント等々にも、大物産展とか等々にもどんどん積極ひに出てきて、いろんな、みそだとか等々、お餅だとかいろんなものを販売してひます。そういうふうなことも積極ひにやひて、非常にこれからも期待できる施設だと思ひますが、今考えるとどうも何かいまひ売り上げひ的にぱっとしないんじゃないかなというふうひに思ひるので、そこら辺のところひで、今現在年間どの程度の売り上げがあひて、どの程度の経費があひて、収支状況がどのようひになっているのか。そこら辺のことひについて、まず教えていただけますか。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 今手元にござひます資料が平成22年度から24年度の決算というこひで持ひておりますので、それを多少、概要説明させていただきます。

自主事業を含めたいろんな製品、まだ受託はしてひりませんので、その他も含めまして24年度の決算が、収入が933万2,448円となひてひります。それに対しまひて人件費等、人件費が一番多い、何とか給料が払えるというこひで私たちもありがたく思ひてひると、皆さんが自主的に動けるためひもやはりある程度の報酬は必要だろうというこひで、これが払える状態というこひで、ある程度優良な運営をしてひたひてひっているのかなというふうひに思ひてひります。合わせますと、いろんな仕入れ等ひも含めますと、支出に対して929万3,316円というこひで、24年度は少し黒字になひてひります。3万9,132円というこひで。残念ながら23年度と22年度につひまひては、23年度については、いろんな景気ひの低迷や東日本大震災等ひで観光客が減ったというこひがありまひて、23年度に35万ほどの赤字というこひでなひてひります。25年度につひまひては、今のところ聞ひてひりますと若干ひの赤字になるひのではないかと、十何万円ぐらひの赤字になるひのではないかとひいうふうひに聞ひてひりますが、まだこれは最後、

3月までわかりませんが、とんとんで何とか行っているというようなことがございます。

とりあえずは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 先日も産業厚生委員会で茨城県の大洗町のほうに視察に行きまして、そこでも漁協のお母さん連中の応援しています、かーちゃん食堂と言ったっけか、そういうふうなのがありまして、そこで私たちも昼飯も食べたんですが、結構、行列ができたりして、結構入っていました。そういうふうな施設というのは結構、全国的にいっぱいあるわけなんです。コンセプトとしてはポーレポーレはもう同じようなコンセプトで、やはりそば打ち、そば等とかいろんなものをやっているんですが、いまいち何かお客様が来ないという原因は何なんだろうかね。そこら辺のことについて、指定管理のあれと直接的にはならないんですが、非常に何か持っている要素としていいものがあるのになかなかいまいち下田の客を寄せる、客を引きつける施設としては十分に機能していないんじゃないかという面があるんですが、そこら辺について産業振興課としてはどのような、ポーレポーレ指定管理者に対して指導だとか、いろいろな協議だとかしていただけるのか教えてください。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 確かに議員ご指摘のようなご相談を皆さんから受けております。もう少しPRのほうを市のほうでもやっていただきたいとか、なかなかお客さんが、やはり地理的なものもあるようですね。なかなか町なかへ出てくるとか、よそへ出かけてこの方々がPRするというような人間的な問題もありますけれども、なかなか遠いと、中心部まで来るのに30分ぐらいかかるというようなことで、それから少し引込んだところにありますので、通過する車が気がつかない場合が多いというようなこともおっしゃっていました。そういうことで、やはりPRがどうしても必要になってくるのかなと。

内容については私は非常にいいと思っています。おそばについても非常においしいですし、いろんな体験も、これは若干、予約が必要な場合もありますけれども、そういう部分では非常に有効に、うまくPRをやっていけばお客様も拡大していくのではと思っています。

学校関係者でも若干の体験等はしていただいているようですが、なかなか数が、それが順調に伸びていかないというのが現状でございます。また、市内利用者を増やすための広報活動も私どもも当然しなければなりません、していきたいというふうなことを語っておられました。その他体験メニューの売り上げが若干増えてきたということで、今後もそのニーズのある多様な体験メニューをつくりたいということですので、私たちもそれについてはPR

も含めて応援していく必要があるのかなど、市の立場としてはそのように考えております。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 敬議員に関連して質問をしたいと思います。

一つの6次産業化という方向づけがこの事業で恐らくされているんだろうと思うんですが、グリーンツーリングを通じて都市住民との交流の場となっていると、そういう目的として進めているということでございますので、恐らく実態としては近在の人が多く行っているのかなという思いもしまして、この利用状況が、どういう方々が何人ぐらい、どういう季節に利用されているのか。その特徴についてご報告をまずいただきたいと思うわけでありまして。

そして、それぞれ体験のメニューを幾つかつくっておりますようで、そば打ち体験が一番大きいのかという思いもしますが、そこら辺もあわせて、体験の中で特徴があり人気のある事業とはどういう事業なのか。2点目としてお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど竹内議員がご質問されたのは、この加工品の販売、食事の提供等の点だろうと思いますが、ここら辺も、恐れ入りますが、もう少し詳しくご説明いただけたらと思います。

なお、24年度は若干の赤字を出したということであるようではありますが、人件費が払えれば事業体としては成功している、こういうぐあいに言っているかと思うわけではありますが、24年度は933万ですか、等の収入を得たということで、このうち人件費の占める割合というのはどのぐらいなのか。90万程度、恐らく9割方行っているのかなという思いもしますが、どの程度なのかという点と、それから、聞いてみますと、若干ではありますが、赤字を出している経歴があるかと思いますが、この赤字の処理はどのように、累計積んであるのか、そこでそれなりに区の費用等をもって充てているのか。今後赤字が出た場合、どのような経理や市としての援助の方針があるのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 沢登議員のご質問でございます。グリーンツーリズムに関しましては、ここに来られる方々、市内の方が多いのではないかということで、あちらからいただいている資料、なかなか細かい資料がございませんので、市内か市外かちょっとはつきりわからない部分がございます、正直のところを申し上げます。合計としては、24年度が4,316人、これは体験も含めて全部の人数です、4,316人。23年度で3,437人、それから22年度は3,785人ということで、25年度は6,000人程度を見込んでおります。これは24年度よりは

恐らく増えるだろうという見込みで、現在もそういうふう聞いております。すみません。市外と市内については、ちょっと今、資料として持ち合わせをしておりませんので、今お答えすることができないのは申しわけありません。

それから、加工品の販売についてですが、これについては何種類かつくっております、まず、まんじゅうですね、加工品、それから餅、パン、福神漬け、それからみそ、そういったものが主なものというふう聞いております。手づくりでつくっているということで大きい売り上げではありませんけれども、それなりの売り上げがあるということで、売上金額が、23年度のちょっと資料なのですが、260万円ぐらいの売り上げがあるというふう聞いております。

次に、人件費の割合ということですが、24年度の決算でいきますと、支出が929万3,316円のうち人件費が587万6,000円ですので60%程度が人件費になるというふうに思われます。

赤字の補填についてですが、実は私たちも聞いた話ということなんですけれども、区のほうで当初ある程度基金を積んでいただいたようでございます。ちょっと今、残高はわからないんですけれども、ここからそれなりの金額を補填していただいているということで、今のところ、まだそれがそれなりにあるということで、赤字の場合はそこは区のほうの会計から補填していただいているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第67号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第68号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） それでは、議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案の9ページをお開き願いたいと思います。

それでは、説明申し上げます。

あずさ山の家指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして公の施設の指定管理者を指定するため議会の議決をいただくものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称については、あずさ山の家でございます。

2番として、指定管理者となる団体の名称、株式会社栄協でございます。これは栄協さんを含めて2社の応募がありまして、残念ながら1社は指定管理者選定委員会の中で失格ということですので、栄協さんがある程度点数を、合格点が選定委員会の中で入ったということで栄協さんが指定管理者ということをお願いするものでございます。

次に、3番、指定の期間ですが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

提案理由としましては、あずさ山の家管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、ある程度の詳細についてご説明申し上げますので、説明資料の14ページ、15ページをお開きください。

まず、施設の概要でございます。

施設の名称は、あずさ山の家。条例の名称は下田市農村体験宿泊施設でございます。

2の所在地、下田市須原1322番地。

施設の規模等でございますが、供用年月日が平成4年4月17日、敷地面積が4,941.83平方メートルで、建物延べ床面積が1,380.21平米となっております。

指定団体の概要でございます。

団体名は株式会社栄協ございまして、設立年月日は昭和50年9月10日。所在地は下田市高馬153番地の9。代表の方については菱沼聖さんでございます。

実施するこの会社の事業ですが、①から⑥ということに載っておりまして、主にはホテル、ビル等の建物及び附帯施設の清掃関係の事業、それから、2番目として一般廃棄物、産業廃棄物に関連する事業、それから、守衛及び警備業務、旅行業法に基づく旅行業、給食業務、その他の収益事業となっております。

次に、3番目として、施設管理運営の提案要旨でございますが、(1)番から(5)番まででございます。

まず、(1)の管理運営を行うに当たっての経営方針でございますが、建設の経緯を継承しながら高いサービスの提供、施設運営の継続性、安全性、公平性の確保、直営と比較して

効率的、効果的な運営を行うということの提案をいただいております。

次、施設の管理でございます。

①の自主事業計画は、アとして農業体験事業、水耕栽培体験、近隣農家での農業体験、シイタケ栽培収穫体験、炭焼き体験、農村宿泊ということで、この中で、この水耕栽培については、前回にも載っておりましたが、体験というのを今回新しく入れたいと。それからもう一点、シイタケ栽培についても体験というのが入っていませんでしたので、これも体験事業として入れていきたいというふうに提案では載っております。

次に、水の駅事業ということで、狩足食堂、今の現在の食堂でございます。これの利用。それから、これも新しい事業ということなのですが、まだこれはこれからということで、さきはまだわかっておりませんが、ここで狩足結婚式ということで、山の家施設での結婚式、披露宴ということも考えたいというふうに聞いております。それから、山の家からの大平山遊歩道整備、狩足の水ミネラルウォーターの販売、学生、少年団等による合宿ということで、これを水の駅事業という名称でくくっておるようでございます。

次に、次のページをお願いいたします。

学習体験事業として、現在もやっておりますけれども、陶芸教室、座禅・写経教室、書道教室、イラスト・マンガ教室、パソコン教室、ミネラルウォーターの製造充填体験、バイオディーゼル燃料精製プラント体験、これは今回初めて出てきた事業でございます。

それから、次のエとして、再生可能エネルギー事業、これも今回新しく出てきております。水車を利用した小水力発電、太陽光発電、廃油等のバイオマス発電、取水から発電までの仕組みの見学ということで、この中でバイオマス発電については、前回も予定しておりましたが、なかなか事業が興せなかったということで、収支的にはバイオマス発電のほうはゼロになっているということで、今回からこういったものを含めた事業を展開していきたいということでございます。

②としまして職員の配置。支配人、サービス係、設備係、受付係、営業係、推進係、調査係、講師ということで計14名になっております。ただ、常時いらっしゃる方は、この中で支配人とサービス係が大体1名程度だというふうに聞いていますが、受付係が1名ということで、昼については3名と、お客さんがいるときとかいろんな点検があったりとか、そういったものについてはそのときの対応で張りつくというような形になるようです。営業係や推進係、調査係というのは本社のほうにいまして、各種調査や営業活動をしているというふうに聞いております。

(3) の施設の運営についてですが、まず、サービスを向上させるための方策として、公の施設間の循環バスの運行、それぞれの利用者に良質で適正なプログラムの提案及び運営、専門知識を持った社員の配置によるサービスの提供、総合生活支援事業によるバックアップ体制、送迎車両の保有、狩足食堂の充実、狩足の水無料給水所の完備ということで、こういったことも掲げております。

その他として、やはり地域との連携というのが必要ですので、自主運行バスにより地域住民の足として、また、他の施設との連携等で観光施設、公の施設を循環運行すると。悪天候のリスク回避のため他の施設等と連携を持ち案内し、当日の宿泊者へのサービスをするというふうに提案の中には入っております。

次に、(4) 番、団体の理念でございますが、施設の現状に対する考え方及び将来の展望については、今後、あずさ山の家を地域農産物育成、地元天然資源の活用、都市農村キャンプなど、地域農村体験観光の受付窓口として総合的に地域に歓迎される施設へと育てていきたいと。また、再生可能エネルギー推進基地としての役割を果たしていきたいというふうに提案をされております。

最後に、その他となりますが、民間活力を生かす指定管理者制度による利益の一部を地場産業技術者並びに芸術家に支援し、地域活性化の一翼を担い、ふるさと活性化のために、ひろせ青少年育成基金を設立し、人的資源の育成を推進していくと。それから、指定管理者制度の趣旨を踏まえて住民サービスの向上が図れるようグループ全体の協力を得て取り組んでいきたいということでございます。

最後に、4番の指定管理料についてでございますが、指定管理料については協定期間中の5年間についてはゼロ円にて行うということにしております。

雑駁でございますが、以上で山の家指定管理者の指定に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(土屋 忍君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

高橋富代君。

○10番(高橋富代君) 細かいことは委員会でやらせてもらいますが、その材料となるものを少し出していただきたいと思っております。

こちらのあずさ山の家は返済も既に終わっていて、補助金などの縛りもないだろうなというふうに想像しているのですが、そのあたりのことをまず一点お伺いします。用途を変更す

るということに対して大丈夫かなということの確認をお願いします。

それから、指定管理から直営ということを経営を過去5年間の間に考えていなかったのか。そのあたりの政策会議やら何やらいろいろあったと思いますので、そのあたりのことをどういう経緯なのかお伺いをいたします。

それから、今回新しい事業が入ってまいりまして、本来のこのあずさ山の家趣旨から随分ほど遠くなっているというのが、指定管理をするたびにほど遠くなっていくのが明らかなんです。このあたりを当局としてどういうふうに理解をしているのかお伺いいたします。

以上3点です。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 高橋議員の3点の質問でございます。

まず、資金関係といいますが、返済の関係です。起債の関係のご質問だと思いますが、これについては既に残高はゼロということで終わっております。それから、建物の耐用年数そのものについては、31年ということでございますので、平成4年から35年までというふうになっております。これに当然、国・県の支出金が6,800万、7,000万円弱出ておりますので、耐用年数を過ぎるまでは、国についてはちょっと確認をしないとわからないところですが、もし途中で例えば転用するとかという話になった場合には、この辺の変化があるのか、これについてはいろんなケースがあると思いますので、その辺についてはちょっと今、済みませんが、お答えできません。資産については、返済については終わっているということでございます。

それから、2番目の直営、指定管理の関係でございますけれども、この施設はもともとは直営、それから振興公社と、そして指定管理者制度ができてから指定管理者制度に移行したという事実がございまして、今、数字は持ち合わせてはおりませんが、少なくとも直営、今、当然、指定管理者がゼロ円でやっていただいているわけですので、収支状況については、市としては現在は非常に、あくまでもお金の話だけで済みますと、市としては支出が非常に抑えられているのではないかというふうには考えております。

今後についてですが、正直申しますと、これを直営にして、また戻すということになりますと、当然、人件費、先ほど言った10名とかそういったものが満館になったりとかした場合には当然かかってきますので、ちょっとその辺の人員の派遣や費用の問題を考えますと、これ直営は難しいだろうかなというふうには考えております。

その後のことについては、何とかこの5年の間に、これを認めていただければの話ですけ

れども、その後については、その中で建物の修繕の計画等も立てなければならないと思いますので、その辺を見ながらどういうふうにしていくかというふうなことになるかと思います。

それから条例、これは確かにいろんな指摘を受けておるところです。指定管理者の選定委員会の中でも、条例の趣旨とだんだん外れてきているのではないかという意見がかなり大きくありました。ただ、これは指定管理者選定委員会の意見の中で、ちょっとご披露させていただきますけれども、都市と山村との交流、農村体験といった大前提、そして条例の趣旨ということだと思えますけれども、こういったテーマに対しまして、一方では観光のための宿泊施設としての利用者も多々あるという現実があると。条例上の施設の設置目的と別のニーズとのほざまの中で、当委員会としてもその根本的な位置づけをめぐり、当施設の利用拡大のための方策を真摯に検討し提案してくる申請者に対し、条例の目的達成を最重要視しなければならないことを念頭に置きつつも、どちらを優先して審査を行い評価を下していくべきなのか、その難しさを感じたところであるということ、これは非常に皆さんの正直な感想をいただいたところでございます。

この辺については、将来といいますか、今後この施設をどうするかということに当然なってくると思います。既に平成4年から20年以上経過した中で、設置当時と比べ社会環境も変化を遂げていることから、再度その設置目的について検証考察する過渡期にあると言えるのではないだろうかという、そういったご意見をいただいております。

その辺は私どもも真剣に受けとめさせていただいて、これが条例を変えることになるのか、それとも施設そのものをどうするのかといった方向性は真剣に考えていかなければならない、そういう時期にそろそろ差しかかってきたかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 大体わかりましたが、もう一度確認をします。

指定管理から直営は考えなかったのかという質問に対して、支出は指定管理にして抑えられている、直営は難しいと考えている、この5年後は考えていくというのが政策会議での結論ということでよろしいんですか。私は政策会議で上がったことを聞いているんですけども。政策会議でどのような内容で論議をされてきたのかということを知ったので、この内容が担当課としての見解はもちろんそういうことでしょうか、そういう理解でよろしいのか確認をさせてください。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 政策会議での議論というのは、この直営とかということではなくて、23年にできました指定管理者のガイドラインに沿った方向で行ってよろしいかという決議は政策会議での決定をいただいております。ということで、指定管理者で行きますという結論でございます。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 内容はわかりましたので、委員会で議論するために、先ほどの選定委員会での資料その他、少し出していただきたいと思いますので、議論がきちんとできるような形で資料を持ってきていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

○議長（土屋 忍君） ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（遠藤逸郎君） 朗読いたします。

下総庶第161号。

平成25年12月5日、下田市議会議長、土屋忍様。

静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年12月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて下記のとおり提出したく申し入れます。

1、件名、議第71号 下田市緊急地震・津波対策事業基金条例の制定について。

2、訂正理由、条例名に誤りがあるため、議第71号 下田市緊急地震津波対策事業基金条例の制定についてを議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定についてに訂正するもの。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ここで暫時休憩いたします。

ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午後 1時 1分休憩

午後 1時33分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） 議員の皆様には貴重なお時間をお借りしましておわび申し上げます。

このたび提出させていただきました議案におきまして語句表現の間違ひがありましたこと、まことに申しわけございませんでした。また、これに伴いまして議運の開催のお手数、また、訂正差しかえのお手数に貴重なお時間をいただきましたこと、まことに申しわけございません。今後このようなことが二度とないよう強く指導しますとともに、責任者の不詳といたしまして深く陳謝する次第であります。まことに申しわけございませんでした。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 本当に貴重なお時間をいただきまして本当に申しわけございませんでした。ただいま議案件名簿並びに71号に関する議案の鑑を差しかえをさせていただきました。71号に関します補正予算についても字句訂正するところがございます。そちらにつきましては本日の会議が終了後に差しかえをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、その際、書き込み等があつて原本がどうしても必要だということがあれば、その場で担当に申し出ていただひて、原本を返していただひたいということをお伝ひいただひたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 忍君） 休憩前に引き続き議第68号 あずさ山の家指定管理者の指定についての質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

岸山久志君。

○6番（岸山久志君） ちょっと説明をお願ひしたいという感じなんです、よろしくお願ひします。

まず、2社の公募があり1社は失格となつたということなので、その辺の説明を詳しくお

願います。

そして、15ページの（3）の①に公の施設間の循環バス運行。同じく②に自主運行バスにより地域住民の足として、また、他の施設の連携等で観光施設、公の施設を循環運行する。このことについての説明と（5）、これ全体の説明を、できましたらお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 今、岸山議員お尋ねの1社が失格になったと、その理由についてでございますけれども、ご承知のとおり、指定管理者の選定につきましては、下田市公の施設の指定管理者選定委員会というのがございまして、本年の今回審議をお願いしている案件につきましても委員会を組織し事務を進めてきたところでございます。経過を申しますと、第1回目が7月26日ということで最終が第7回の10月23日、それに答申の案を検討し、委員会としての案を決定し、10月31日に市長にその選定結果の報告をしたということなんですけれども、今回、審査基準を定めるに際しまして、項目によって配点がありまして、その得点の高低によって合否を決めるというのが大原則なんですけれども、今回につきましてはその最低ラインを設定したということでございまして、そのA社につきましてはその合格ラインに達していなかったという事情がございまして、審査の結果としては不合格という取り扱いにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） それでは、私のほうから、まず資料の15ページの中のことだと思いますが、大きな（3）施設の運営について、①サービスを向上させるための方策の中で公の施設間の循環バス運行、それと類似の②のその他、地域との連携、他施設の中で同じような内容のものがあるというようなことだと思います。

まず、それについては、サービスを向上させるための方策については、ここは公の施設間の巡行と、これは宿泊者に対するサービスということで、特に悪天候などによってそれぞれの利用者が動きにくいときに公の施設といいますか、観光施設も含めたところをサービスで自社の車、バス等でお送りすると。運行という表現がいいのかどうかちょっとわかりませんが、そういうことを指しているということでございます。②のその他についても若干ダブっているところは確かにございます。後段の部分が今申しました公の施設間の循環バス運行の部分と、この表現的にはダブっているのかなと、若干重なる部分があるのかなということだと思います。

私もちょっとうっかりしたところがあるんですけども、この表現です。②のその他の自主運行バスという表現が非常に大きな誤解を招きかねないというのは、多分私もそう思いますけれども、地域住民の足とかということが書いてありますので、これについては、通常言われる自主運行バスとは全く違ったものであるというふうに理解していただきたいと思いません。自社で持っているバスで、実際地域住民の足としては使われておりませんので、こういう思いが提案書に出てきたのかなとは思いますが、実態としては宿泊者へのサービスとして施設への送迎を自社のバスで行うというような意味に捉えていただくということをご理解いただきたいと思いません。

それから、(5)番、その他の説明ということですが、これについては、申請、応募に当たって、全く事業とはまた別なところで何か特記すべき事項があればということでご求めたところ、こういったことが返ってきたということで、この会社のこういう方針で行きたいということを書いていただいたということで、私どももこの部分はあえて載せさせていただいたところなんですけれども、これが実際にどれだけ実現するかということについては、今後のこの会社の方針にかかってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 地域住民の足と書いてありますよね。それについてと、そして、公の施設間、公の施設というのはどういうことを指しているのか。この辺もお願いします。

そして、今ちょっと鈴木議員に言われたんですけども、(5)のその他の中に、指定管理者制度による利益と書いてありますが、多分、あずさ山の家は毎年赤字になっていたと思うので、利益が出る可能性があるのか、その辺もよくわかりません。この青少年育成基金というのもよくわからないので、その辺もわかりましたら結構ですけども、説明をお願いします。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 地域の住民の足ということで記載されているということで、先ほど申し上げましたように、少し誤解を招きかねない表現だったなというふうには思っております。これについては、実際に市のほうで俎上に上っているとか、お話が来ているときという、産業振興課のほうで聞いているわけではありませぬので、あくまで提案の中に載っていたというところで、ここにはそのまま生の文章を載せさせていただいたということでございます。実態としては、これは全く今、当然簡単にはできることではありませぬので、実

際には現状ではやっておりません。あくまで宿泊者のサービスとして各施設に送迎の希望があれば送っているということでございます。

そのもう一点の公の施設、それに観光施設が入っております。当然、道の駅とか公の施設ですので指定管理者になっている施設、公園も含めて、下田でなければ銀の湯会館なども含めたそういった施設、それから、あと観光施設ということで近くにあります仏教美術館とか、あと名所旧跡、そういったところを指しているということでございます。

以上です。

[発言する者あり]

○産業振興課長（山田吉利君） もう一点、あくまでこれはその他の特記事項ということでございますので、今回の事業の中で直接これをどうするという、私たちが詳しくは把握しておりません。こういうお名前で、ひろせ青少年育成基金というものを設立したいということがあるのかなという程度にしか私たちも認識しておりませんので、それについては、申しわけありませんが、ここでは説明が不可能といたしますか、そういう状況でございます。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君。

○6番（岸山久志君） 指定管理者のほうからよく聞いていただいて、そして理解して委員会に向かっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑ありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 選定委員会の中で2社の申請があつて、1社はその基準に達していなかったのでは対象にしなかったということではございますが、これらの申請も全て議会に明らかにしていただきたいと。何でこの申し込んできた会社やその申請書を議会に出さないのかと。隠しておく必要はないものではないかと思うわけであります。ぜひ議会にこの資料を提出していただきたい。

それから、選定委員会の中で、条例の趣旨に合わないところがあると、しかし、経済的な理由からここに選定するんだと、こういう結論を出したということでございますので、この事業計画の中で条例に合わないところというのはどこだと、そういう議論をしているのかと。具体的に条例に合わない部分のところは全て削除をして、ここに提出しているかどうかと。大枠の質問としてその点をお尋ねしたい。

それらの議論ができるためには当然この栄協さんが出してきた申請書そのものをここに提出していただく、議会に提出していただくと。さらに、選定委員会で選定をされたこの経過

及び結論もこの議会に出していただくと。単なる口頭報告で済ませようというのはまずいのではないかと。なぜなら、条例の趣旨に合わないものだとすることを当局自身がある程度認識していると、こういうことから言えば、きっちり議論ができる資料を全て、まずもって提案をしていただくと、こういう姿勢が必要ではないかと思しますので、議長、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げたいと思います。

具体的な内容といたしまして、この水耕栽培であります、どのような形で水耕栽培がされているのかと、地元の活性化や農村体験交流とどのようなこの水耕栽培が関連があるのかと。これは全くないんじゃないかというぐあいには私は思うわけでありまして。近隣農家での農村体験、シイタケ栽培、収集体験、炭焼き体験等が具体的に須原のどこのお宅で、あるいはどこの山でどのようななされているのか、あるいはなそうとしているのか。明らかにしていただきたいと思っております。

それから、何よりもこのあずさ山の家の狩足の水というような形の名前をつけて販売しておりますこの水は、販売して使っているにもかかわらずその使用料を市に払ってこなかったと、こういう部分をどう結論をつけるのかと。きっちりこの業者に申しつけて未払いの部分はきっちり払ってもらおうと、こういう姿勢をとらなければならないと思うわけでありまして、その点はどうかと。

さらに、体験学習でございますが、陶芸教室、座禅、このような社会教育で本来やったらいいかなと思うような事業が展開されているという点についても、何か計画倒れで、ただ申請のための申請と、こういう印象を拭えないわけでありまして、このことが現実の課題として既に長い間、指定管理をしてきているわけでありまして、これまたどのように実施されてきたのか。単に紙に書いた絵ではないという吟味がどのようになされているのかお尋ねをしたい。特に再生可能エネルギー、廃油等のバイオマス発電等々書いてありますが、これらのものから公害やその他の被害が出るというような心配はないのかどうか。どうこちら辺が点検チェックされているのか。明らかにしていただきたいと思っております。

また、この自主運行バスにつきまして岸山議員からも指摘がありましたが、何か自分のところの、栄協さんのところの事業展開をここに重ねるというような感じのものであって、本当に山の家のこの条例の趣旨と合う事業となっているか。新しい事業展開をするのだとすれば、そういう地元の要望に合うような事業展開をしていただくようにどのような指導というんでしょうか、されているのかと。栄協さんが出してきたものをそのまま認めるというのではなくて、条例にそぐわない点はきっちりチェックし、やめていただくと、そぐっている点

はより一層発展させてもらうように要望を出すと、このような姿勢が当然必要だと思うわけであり、そういう努力をどこの時点でどのようにされたのかお尋ねをしたいと思うわけであり、

それから、最後に、指定管理料はゼロ円だと、これは全くパソコンのゼロ円入札と同じような非常に不快な感じを受けるわけです。費用がかかるにもかかわらずゼロ円でこれを受けると、こういう不快な業者にやらせていいのかと、こういう思いを拭わざるを得ないわけです。実態として、それであれば1年間経営すると幾らの費用がかかるのか。当然、市当局はそういう計画や予算をつくるわけですから想定されていると思うわけです。明らかにしていただきたい。

そして、ここ少なくとも3年間の間のこの栄協さんの収支状況がどうなっているのか。あわせて議会に提出して吟味の資料の対象にすると、こういう姿勢が必要であろうと思います。それらの資料をきっちり出していただきたいと。そうでなければこれは全く議論の対象にならない、議会軽視も甚だしいと、こういうことにならざるを得ないと思うわけです。選定委員会も条例に合っていないということを明らかにしているにもかかわらず、それを議会に出してきて、これで納得してくれと、とんでもない姿勢だと思うわけです。きっちりそこら辺を整理して、むしろこの68号の議案については再度提出し直すというような姿勢を求めたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） それでは、まず産業振興課の関係の、ちょっと選定委員会のほうについては後ほどにしたいと思いますが、まず、水耕栽培等の把握はしているなどということで、全ては把握はしていませんが、当初はモヤシ等のあいつたものにいろいろチャレンジしていただいているというお話は聞いております。その他いろいろな水耕栽培に適したものがありますので、その辺については随時うまくいくものから育てていただいているというふうに聞いております。

それと、井戸の水についてですが、確かにご指摘のとおり、22、23年度がとっていないというお話を私たちが聞いておりました。そういうことでありましたので、収入としていただいておりますでしたが、24年度からお支払いいただくようになったということで、ちゃんとした報告をもらって徴収しているということで、市のほうとしてはそれで対応していきたいというふうに考えております。

それから、各種事業について申請のための申請ではないかということでもあります。確かに

いろいろ各種事業がありまして、これから取り組むもの、それから続けていっているもの、うまくいっている、いかないもの、いろいろあると思います。バイオマス事業については当初5年前のときに予定したけれども、なかなかバイオマスの材料、例えば発電であれば木のチップとかそういったものがなかなか手に入らなかったというようなこともありまして、計画は進めているけれども、なかなか収益事業としては動くことができなかったと。改めてチャレンジしてみたいというお話を、これは聞いております。選定委員会のヒアリング等でもそういったお話はされておりました。

そういうことで、いろんなお話は聞いております。確かに難しいチャレンジの部分もあると思います。特に発電等についても相当な量の、例えば再生可能エネルギーであればいろんな、当然、風力は無理だと思えますが、いろんなことを考えているということは聞いております。これは下田地区ではなく、これは直接山の家の事業ではないんですが、収支の一環としてここにも充てたいよと、グループの中のお金を、当然、指定管理料がゼロであるわけですので、そういった部分の資金にしたいということで発電事業もこれから手がけていきたいというようなお話は、選定委員会の中のヒアリングの中でもお話が出ておりました。これは今後の話だとは思っております。指定管理料が奇怪な感じという表現をされておりましたけれども、私どもについては、こういう提案をされてきたということですので、それは真摯に受けとめて選定委員会で選定していただいたというふうに受けとめております。

収支につきましては、資料はありますので、こちらの本会議のほうへ提出したほうがよろしいでしょうか。一応22、23、24については持っておりますので、それについては提出させていただきます。

それから、条例の趣旨に合わないものはやめ、条例の趣旨に合ったものはさらに拡大していくという方向に持っていたほうが良いというようなご提案だと思いますけれども、これについても、先ほど申しましたように、なかなか時代とともに100%この条例に沿った形でいくのかどうかというのが農業体験、いろんな形で農業体験というものが少しされてきたのかなというのが、これは事実だと思います。それはそれで、あえて認めざるを得ないというふうに考えております。選定委員会の中でもやはりそれは一番大きな問題として取り上げたところで、ヒアリングの中でもやはり申請者から同じような考えが出されております。その辺を斟酌した上での決定だと思っておりますので、その辺については今後、条例に沿った形になるべくやっていただこうという話はしてありますので、その部分については改善していただくということでお願いしていくつもりでございます。

一応私のほうからは以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 選定委員会の資料等につきましては、ちょっとこの後、資料をどの辺まで出せるのかということがちょっと私のほうで判断できませんので、ちょっと相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れありますか。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 私が聞いております範囲でしかお答えできませんが、点数制で最終的に当然、指定管理料も含めてですけれども、配分がしてございます。その中である程度合格点というものを当然、水準点を設けます。それを越えていなかったということで不合格ということで、この事業者についてもいろんな事業を行っている会社ですので、失格という烙印が押されたまま公表となると、いろいろ差しさわりがあるだろうというそういった配慮もございます。そういうことで公表は差し控えさせていただいたということでございます。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 非常に、何というか、隠して通そうというようなこの姿勢というのは、市長、ぜひとも改めていただきたいと。入札をして落札者だけ発表するのとか言えば、それに達しなかった方も全部入札等は結果報告するわけです。入札とこの指定管理は違うよと言うかもしれませんが、ほぼそういうものであってはならないと。議会にもそれが報告できないなんていうこの姿勢は、そうであればこんなもの審議できるかということに議会とてならざるを得ないと思うわけです。

しかも経過の中で、条例で違反しているかもしれない、そういうところがあるんだと、こういう指摘が既にあるわけですから、そして、そういう指摘はこの報告書の中でどこかと言っても、その返事が返ってこない。これは恐らく当局が議会用にまとめたものであって、業者が全て網羅してきたものがここに出ているのかどうなのかも審議ができないと、この資料だけでは、こういうことですので、全部、選定委員会の資料、それから、特にこの条例違反だというふうな疑いがかけられているわけですから、全ての資料を提出して議会の審議にかけると、こういう姿勢をぜひ楠山市政としてとっていただきたい。それから、そういう違反

の可能性のあるものを議会に出してくるということさえ政治姿勢として問わざるを得ない、
こういう内容のものであらうと思うわけでありませう。

具体的に申しますと、この狩足食堂の充実というのが15ページのところにありますが、この食堂については、体験宿泊施設として誰しもがこの食堂を使っていいと、使えるような仕組みで、自炊ができるような仕組みであったわけだ。それを壊してしまつて食堂ということになりますと、調理免許を持った一定の人しかここに立ち入ることができない。旅館の形態と同じように、体験宿泊施設が特定の業者のための旅館に変えられていくというふうな疑いといいますか、理解をしてもいいような実態がここにあるわけだ。そして、これが直営ができないというなら、条例に違反してまでこの業者にやらせる必要がどこに出てくるのか。できなければ、できる組織がきっちりあるまで休業するとか、急いでそういう運営するための組織をつくるか、そういう姿勢こそ求められるんじゃないんですか。ほかにないから安易にこの業者にやらせるんだ。しかも指定管理料はゼロ円だなんて、社会常識として認められないようなことを下田市議会として再度認めろというようなふうな当局の姿勢は、全く無責任さは問われなきゃならないと私は思うんです。

市長、どうでしょうか。もう一度考え直していただいて、これはもう少し精査してこの議案は出し直すと、こういう慎重な姿勢をぜひともとっていただきたいと、こう思います。要望を含めて質問いたします。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 沢登さんのご質問、またご提案の中で、確かに委員会のほうで論議するに不足の資料というものはあるとは思いますが、担当課のほうで精査いたしまして、出すべきもの、あるいは出せるものというようなことの中で資料のほう、また、先ほどいろいろ問われたところに対しまして調査が不足しているところもありますので、そちらのほうも何とか間に合やすように調査いたしまして、委員会のほうできちとした形で提出いたしますので、委員会のほうで、またそれをもってきちっと審議をいただければというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） すみません。1点要望しようと思ったんですけども、その前に質問なんですけれども、今、市長からのお話、委員会としてこれから慎重審議を行う上で必要な書類をそろえてくださいということと言おうとしたんですけども、そろえられない、ある

いは我々に出してはいけない書類というのはどういったものなのでしょうか。教えてください。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 私たちが見させていただいた申請書の中で、いろいろなノウハウ等、ちりばめられているところがありまして、そこがその企業の一番勘どころだったりすることもありますので、その辺はちょっと、先ほど市長が申しましたように、勘案させていただいて、出せるものは出したいというふうに感じさせていただきます。基本的には公開すべきものだと思いますけれども、その辺を少し、明日、委員会で、考えさせた上で出させていたきたいというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） 竹内清二君。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。

今回の審査において非常に重要なのが、公募によってこの企業が選定されたということに対する審議は、我々は非常に重要なポイントである一つだと思います。しかるに、この選定理由の根拠となる申請書、失格となった企業の失格たる理由、こういったものが非常に重要な審議対象となると思いますので、委員長といたしましては、ここの部分の資料は透明性をもって提出していただきたいということで要望としてお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） このあずさ山の家の指定管理者の選定委員会にかけて選定委員会のほうでどのような議論がなされたかということも大きなポイントとなるわけでございます。先ほどもう1社申請が出たわけなんですけれども、この1社につきましては、その委員会であらかじめ点数を設定しています、何点以上ということで。それが350点なんです。評価の結果、その業者は350点に到達しなかったというところで失格になったというところでございます。

議会のほうに提示できない書類があるのかということでございますけれども、それにつきましては、その企業の、先ほどの答弁の中にございましたけれども、ノウハウにかかわるもの、あるいは、今後その企業がこの指定管理者という枠を離れて事業展開していくような計画を持っているというそういったところについては、やはりこれは企業の問題になりますのでお示しできないのかなという考えがあります。それ以外のものにつきましては、できるだけ公開できるような形で内部検討させていただきたいと思います。

それで、先ほどの沢登議員のご質問の中にもございましたけれども、条例の関係でござい

ますが、この条例との関係につきましてもこの選定委員会の中では議論がなされております。その中で、当初の目的が都市と山村との交流、あるいは、農村体験を皆さんに、要する児童生徒さんを含めてしていただいて、その辺の関係を緊密なものにしていく必要があるというそういった目的で体験宿泊施設という形をとったわけなんですけれども、一方で、時代の流れとともにこの施設そのものが観光のための宿泊施設といった側面での利用も少なからずあるという現実があります。ですから、こういった条例の目的達成を最重要視しつつ、今の時代の趨勢に合ったような宿泊施設としての機能もある程度認めていかざるを得ない状況に至っているのではないかと、そういうご意見が出ております。

したがいまして、今後この山の家の公の施設としての位置づけについて十分議論をして、当初の目的をどの程度反映させながら時代にマッチしたような施設として事業展開していくのかというところが課題となってくるのじゃないかというふうに思われます。したがいまして、委員会の中におきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけ、求められた資料については提示させていただいて、十分な慎重審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 公の施設を公募に出す資料に企業秘密があるから出せないと、その企業秘密というのは何、業者のほうからこれは、私はこういうのをやりたいけれども、これは企業秘密だから出さないでくださいと、公開しないでくださいと、こういう要望があったんですかね。何が企業秘密で何が企業秘密でないかを誰が決めるんですか、これは。市長がこれはこの企業の企業秘密だよと、あるいは産業振興課長が、いやこれは企業秘密ですと決めるんですか。当該企業は公の施設を運営するに当たって市に提出しているものを公開できないというのは、しかもそれを企業はこれは公開しないでくださいと言ったという説明があればまだしも、市のほうで企業から提出された情報をこれは出せませんよ、出せますよと、企業秘密だからと、それはおかしいでしょう。

だから、一体その公の施設である、しかも一般の人が使う施設ですよ。それは防衛庁がやっているだとか、特段の秘密行動をやって、作戦行動で隠さなきゃならないことをやっているような施設ならともかく、誰もがその施設を使う公の施設で、それをやる事業内容で企業秘密、それは誰が企業秘密だと言うんですか。誰が決めるんですか。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 申しわけございません。

今の伊藤議員のご質問でございますけれども、この指定管理に係る指定管理者選定委員会の審議の中で提出された書類について、全て公開しますという形で相手方に伝えてあれば、それはもちろん公開はしなければならないということです。それが公開を前提とした資料ではなかったということであれば、その辺は相手方の意向を確認しながら対応していかなければならないということでございます。私はそういうふう判断させていただいておりますので、その辺について担当課ともちょっと確認をいたしまして、必要であればその事業者さんのほうにもご連絡させていただいて対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 僕は逆だと思ふ。公の施設をやるのに、つまりもともとこの指定管理契約の選定委員会は秘密組織だと、公表できない組織でその審議過程も公表できないよと、議事録も公表できませんよと、こういう前提でつくられているというのであれば、それは副市長のおっしゃるとおりだよ。でも、私の理解で言えば、それは別にどうしても秘密にしなきゃならないような話じゃないんだろと思うんです。だって、どんな事業をやるんですかと、それはこういう事業をやりますよと、そのところで言えば、公開が、少なくとも、それは指定管理者選定委員会でも審議されるだろうし、議会でも審議されるわけです、当然。審議されることを前提に来ているはずですよ、出すほうが。

要するに、委員会も秘密会にしなきゃまずいのかもしれないけれども、秘密会にすれば、じゃ出るのかという話なんだけれども、審議する以上はやっぱり十分な審議を、委員の納得いく審議をすべきなんであって、どうしても秘密ならそれは議会側に、これは秘密でなきゃ困りますから秘密会でやってくださいよと、こういう申し入れをするのが筋であって、これを隠しておいて審議してくださいと言うのは、ありようとしてはおかしいんじゃないか。

だから、審議としてはデータを全部出してもらって、ただ、それがどうしても、僕はどうしても出せないものはないと思うけれども、出せないのであれば、これは出さないでくださいと。そうでなければ、あらかじめ審議不十分でもいいからやってくださいと言っているような話ですよ。少なくとも選定委員会が出された資料が議会に出されないというのはおかしいですよ。どうしても、あるんだけど企業から申し入れがあるとか特段の事情があるというのなら別だけれども、まず、前提条件は公開ですよ。少なくとも議会には必要な情報は

全部提供しますというのが前提であるんですよ。

ただ、例外が100%発生しないとは言えないから、例外的なものがあるとすれば議会側に一般の人には言わないでくださいという申し入れがあって、そこで議会側が、じゃこれは一般には公開しないで委員会なら委員会で、委員会で秘密だけれども議会でおさめましょうという、あるいは議長、あるいは議運の委員長とかそういうところで相談するか何かするのが手順であって、だから出すべきですよ。出した後、議会と相談して、これは出さないほうがいいんじゃないのか、どうなんだと、議事録からは出さないほうがいいんじゃないかと、これはそういうのをやる必要があればそういう順番ですよ。でも、原則的には公開すべきです。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 確かに今、伊藤議員のおっしゃるとおり、原理原則から言えば全くそのとおりだと思います。ただ、私、申しわけないんですけども、提出された資料をつまびらかに承知しているわけではございませんので、どのような資料が提出されているのか、その辺も担当課と確認をしていきながら、先ほど申し上げましたとおり、企業として公開していいのか悪いのかという判断が難しいところについては、その企業のほうに問い合わせをさせていただいて、それから対応するというような慎重を期してまいりたいというふうに考えておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 3回目で最後なので、わかりました。ただ、これだけお願いしたい。秘密があったかなかったかだけ言ってください。つまりどうしても言えないものが、秘密というのは、結局、秘密があると言ったところで本当は秘密じゃないんだけど、ただし、選定委員会に出したけれども、議会には出せない書類があったかなかったか。副市長の判断でそういうのが本当にあるとしたら、そういう選定委員会ではみんなに見せたけれども議員には見せられないものはあります、あるいはない、これはちゃんと教えてください。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今この場で、その資料のつぶさについて私承知しておりませんので、また確認をさせていただいて、その辺についてもご答弁させていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

増田 清君。

○12番（増田 清君） 今、議論を聞いておりましたけれども、たしか当初、管理の規定の

初めの当初、振興公社、それからこの業者が出したとき、申請書を議会へ提出したという記憶があるんです。1回目。ですからこれ出さないのはおかしいと思うんですよ。できればその資料と選定委員会の議事録、これを提出していただきたいと思います。

それから、その条例に抵触している。条例に違反しているとかということであれば、これじゃ審議するとするしようがないですよ、これ。とりあえず条例を改定して、条例に沿ったものでなければ審議できないでしょう、基本的に。これは議会のほうで審議できませんよ、これ。これは指定管理者にも申しわけないと思うんですよ。これは先にそこを考えるならば、条例改定を追加して今議会で審議できるような形にしていかないとまずいと思うのですけれども、どうお考えですか。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 大変申しわけありません。

先ほど沢登議員が条例違反ということで断定的におっしゃられたということで、それについて今、増田清議員もおっしゃられたんですが、条例違反ということでは考えておりません。条例の趣旨はかなり幅を持たせてあると考えております。その中で主目的の農業体験が少し脇へ行ったかなという気はしておりますけれども、違反ということではないと思っています。農業体験はあくまで入っておりますので、それが大か小かということはあると思いますけれども、そのほかの営利事業は当然入れてこない収入は増えてこないということであれば、これについては多少の許容範囲はあるのかなと。現状はそういうことだと思います。そういうことで考えさせていただいておりますので。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

○12番（増田 清君） 条例を拡大解釈するか解釈しないとか、そういう問題じゃないんです。条例はあくまで条例で文書なんです。それに違反しているか、しないとかという判断は、これは当局が云々言うべきじゃないと思うんですよ。条例に違反しないという確たる確信があれば、これはこの委員会で審議できますから、絶対ないということを信用して私の質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） あずさ山の家運営については委員会のほうで、皆さんが言われたようなのは十分な審議をしていただきたいと思います。

私は一点だけ、防災に関連した件で一つお聞きしたいのですが、たしか数年前から、あずさ山の家が、稲梓地区では広域の避難所は小学校になっているんですが、地区での避難所、下田の広報でも避難所というふうな形にはなっていると思うのですが、現在もそういった判断でいいのかどうか。区民会館が新しくできましたので、住民はそちらに避難、区長さんその他では避難訓練も今一応やっているんですが、大災害になると当然いろんな施設は使うような形になると思うのですが、広報「しもだ」で言われているように、現在もこの契約の中にそういった文言が盛られているのか。実際に避難所として自由に使えるものなのか。いわゆる各地区ではホテルさんといろんな契約で、一時的にはそういったものを大災害のときには使用できますよというような契約をすところも出てきていますが、当局としてはそういった広報どおりに今でも公な避難所として、山の家が使用できるものなのかどうか。それをちょっと確認したいのですが。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 小泉議員の質問で災害時の対応ということでございます。9月議会でもたしかご質問いただいたという記憶がございますけれども、募集要項の中に緊急時の対応ということで、前回は入れてなかった部分がございます。ちょっと読ませていただきますが、前回までは指定管理者は災害等緊急時の利用者の避難誘導、安全確保等、及び必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応することということで、中にいる方々の避難誘導、安全確保ということについては触れさせていただいて、実際に公募書の中にも入っております。

今回は募集に当たって1項加えさせていただきまして、指定管理者は災害時等に市が緊急に防災拠点、避難場所等として本施設を使用する必要があるときは、市の指示により優先して広域応援部隊、避難者等を受け入れることとするということで、これで応募いただいておりますので、これについてはある程度課題は克服できるのかなというふうに考えています。

ただ、観光の部分も含む宿泊施設でありますので、その方々の避難場所としてもなり得る場所でもありますので、例えば観光客であれば、交通が遮断されて帰られなくなったという人のための避難場所にもなり得ることがありますので、優先して市の指示によりということでもあります。ですから、これは観光客の方も含めて、地元の方も含めてでの対応ということやっていきたいというふうに考えております。これは当然、募集時に説明しておりますので、この辺については対応可能と思っております。

○議長（土屋 忍君） 小泉孝敬君。

○2番（小泉孝敬君） 地元の人では一部、本当は今でも使えないんじゃないかというようなことで思っている人はかなりいますので、その辺、課長が説明していただいたようなことは周知徹底して、もちろん宿泊施設ですから宿泊している方が優先、そういったときはなるうかと思うんですが、緊急のときはそういった形で、今まで広報されているとおり地元の人たちも使用できるということは、どこかでやっぱり周知をしていただきたいと思います。要望、そういうような形をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

ここで10分間休憩します。

午後 2時26分休憩

午後 2時36分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） もう出尽くしてよそうかと思いましたが、1点、自主運行バス等々の絡みのところでお聞かせをいただきたいと思います。

基本的には、今の課長の話は独自の宿泊者に対するサービスだと、そういうことでございますが、まちづくりだとかそういう基本的な部分には、交通機関のこれがへそになるんですよ、共通の交通手段を持つサービスを共有していくということが。その中に住民サービスの手段としてという文言がついたりすることはどう考えられるか。しかも、ここでもし何かの事故、トラブルがあったときの補償等々の関係がどのような方法で補償ができるのか等々の議論まで行って、こういうサービスの、多分高い点数のカウントになったであろう文言の中に入っていることに関してどういう処置を、考え方を、議論をなされたかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 今のご質問です。先ほど私が説明した内容につきましては、バスの使用につきましては原則として宿泊者の送迎ということで、この会社は旅行業やそういったバスの所有、そういった資格を持っておりますので、今、事故というお話もありましたが、それについてはその中での対応ができるのではないかなというふうに考えております。

また、リスク分担に対するいろんな方針がお互いに決められておまして、第三者、私も管理者として注意義務を怠ったことによる場合には、当然、管理者というのは指定管理者ですね、その場合には指定管理者が負うことになっておりますので、今のようなご心配には及ばないかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 大黒孝行君。

○9番（大黒孝行君） 稲梓等々、みな足のないところに足をどうやって、コンパクトなシティの構成の中で交通体系をどうするかというのは、まちづくりの基本の基本だと僕は捉まえております。その手段のために一営業所がやることと市がやることとの仕分けは、今言ったように、ただ補償の面の心配もするけれども、それではなしに、そういう不便な方があったらそういうところに思いをはせるということが行政のあり方だと思います。また、ついですがありましたらその辺も配慮した文言のチェックを入れていくと、かようをお願いをしておきます。終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 今回、今の質疑を聞いていますと、当局側は今回のその指定管理のこの仕事の内容は現行条例の範囲内だと、こういう認識に立って提案されたと思います。ところが、私が聞いていて、実態は毎回、毎回、この仕事の内容が非常に拡大解釈されているのが現状です。そこで、市長にお尋ねしたいんですが、課長の答弁はその範囲なんですが、市長として、今回の条例提案に当たって、多分そういう回答になるとは思いますけれども、いわゆる今回のここに書いてあるいろいろな管理運営の仕事の内容については、現行範囲内と解釈をしていますか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 現行の条例の範囲内であるという認識のもとで指定管理者選定委員会もよしというふうなことになってきておりますので、私もそういうふうには解釈をしています。ただし、指定管理者委員会のほうでもいろいろ論議するべきところはあるのかもというふうなそういう提案もいただいておりますので、それはそれ、別の問題としまして今後検討すべきかなというふうには思っております。ですから、もう一度言いますが、条例範囲内の使用ということで選定委員会のほうで選定をされたというふうに認識しておりますし、私もそれに賛同しているところであります。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 論戦するとするならばそういう論戦をしなきゃいかんと思うんです、当局は当局で、議会は議会で。ただ、今までの当局の答弁の中では、いわゆるこの施設の使用実態が相当変わっていますという認識は副市長がいみじくも言いました。したがって、この契約期間が5年ですよ。私としては、そうやって突っ張ってくるとするならば、一つの折衷案として、次回はいわゆる現行条例で行くか、あるいはいわゆるその後使用実態が変化したので、むしろ条例を改正していくと、こういう形で臨むかどちらかだと思いますが、その点についての意見はどうですか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 先ほど副市長が申しました使用実態が変化しているのではなかろうかというのは、選定委員会のほうからの附則の意見をそのまま述べたというふうに解釈しています。今、大川議員がおっしゃるように、確かにこういう指定管理としてお願いしているところでありますけれども、施設運営の中で、条例をつくったときから随分時間もたっていますし時代背景も変わっている、あるいはそういう営業というようなことも考えますと、果たして今までの条例の中でこの施設を運営するのをよしとするか、あるいは必要な部分の条例の改正を必要とするのかということは、今回のこのものとはまた別にしっかりと検討して、また皆さんにご相談をしなければいけないという環境にあるとは認識しております。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 私、この回答を聞いていて、百歩譲って、今回の審議は薄氷を踏んで、冷や汗かきながらの審議だと思いますが、当局は、しかし、5年後にはこのやっぱり条例を変えていくという姿勢が必要だと思います。この点について実務責任者であるところの副市長、先ほどの答弁もありますので、あなたの立場からの意見を言ってください。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 先ほど私が答弁させていただきましたのは、指定管理者の選定委員会でこのような意見が述べられているということをそのままお伝えさせていただいたものでございます。確かに平成4年からもう21年もたっている施設でございまして、先ほど市長の発言の中にありましたとおり、時代背景も変わって価値観の多様化が進んでおります。したがって、その辺も十分精査吟味しながら、この条例がそのままの姿でいいのか、あるいは変えるべきところがあれば改正をしていくのか。一方で、当然、農村宿泊体験施設という性格が、当時重い理念で出てきたものでございますので、その辺をいかに継承しながら時代

にマッチしたような条例をつくることができるのかというところも含めまして検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第68号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第69号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数でございますが、議案件名簿の10ページをお開き願います。

下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとするでございます。

提案理由につきましては、下田市交通安全対策推進基金を廃止するためでございます。

次に、11ページをお開き願います。

下田市交通安全対策推進基金条例（平成17年下田市条例第3号）は廃止する。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものとするものでございます。

経緯でございますが、昭和47年に設置をされた賀茂地区交通災害共済組合が平成17年3月31日をもって解散したことに伴う財産処分により配分を受けた配分金を、交通安全対策事業を推進するための経費に充てるために基金を設置し、交通安全指導員設置経費、新入学児、新入学生徒等への安全対策推進運動経費などに充当してきましたが、本年度をもって基金の全てが充当され、当初の目的を達成したことにより廃止することとしたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第69号 下田市交通安全対策推進基金条例を廃止する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 基金の目的を達したのと状況が変わったということは理解しました。

それで、交通指導員、それから児童の通学の安全、これは残るわけなので、この基金がなくなって、基金の果たした役割は今後どのような方策によってそこを賄うというか、やっていくのかと、交通安全指導員への報酬というんですか、対応と、それから、児童の通学の安全について。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 交通安全対策推進事業につきましては、今後も引き続き一般財源等によりまして今までどおり事業の推進を図るものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第69号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第70号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第70号 下田市防災基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、議第70号 下田市防災基金条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数でございますが、議案件名簿の12ページをお開き願います。

下田市防災基金条例を別紙のとおり制定するものとするでございまして、提案理由につきましては、防災施策に係る財源を確保するためでございます。

経緯でございますが、本年9月定例会におきまして、防災対策事業の財源確保に当たり、財政状況を考慮し特別職等の給与の減額措置を講ずるため給与の特例条例を一部改正しております。そのことにより確保されました予算は、用途を明確にするため基金を設置し管理することとなっているため、今回基金条例を制定するものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

本則の各条文について説明をさせていただきます。

まず、第1条設置でございますが、この基金の趣旨を定めており、防災対策事業の推進に資するため基金を設置するというものでございます。

第2条積立額でございますが、第1条の目的達成のため、予算措置された額を積み立てることとする規定でございます。

第3条管理でございますが、基金の管理方法に関する規定で、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定しております。

第4条運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる預金利子等の運用益金の処理については、基金に積み立てることとしたものであります。

第5条処分でございますが、基金の処分に関する規定で、第1条に掲げる目的を達成するための必要な経費の財源に充てる場合に限り処分できることとしております。

次に、第6条委任でございますが、この条例に定めのない基金に関する事項について市長に委任することを定めたものであります。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で議70号 下田市防災基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 今回の防災基金条例ですが、これの財源の内容は、先ほど課長さんが話をした9月議会において三役並びに職員の給料の減額に伴って、今回補正で出ておりますけれども2,445万1,000円をまず積み立てると。それから、2つ目には、ふるさと納税があった場合にいわゆる積み立てますよと、これが科目存置で、寄附金という形で2,000円出ています。それから、通常考えられるのは、今後一般財源でどれだけ充当していくかと、こういう財源の構成が推定できます。

そこで、通常、基金条例をつくる場合には、この防災の基金をどの程度積み立てるか、こういう目標が通常の基金条例の場合はあるわけです。この点についての、いわゆる考え方はいかがですか。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 大川議員のご質問の目標、通常基金には大きなテーマ、目標を明記して設置して積み立てるものですが、今回は、9月の議会でも当局のほうからご説明させてもらったとおり、財政状況を考慮して、防災に特化した形での特別な給与の減額をとということでございまして、職員組合等との事務折衝の経過もありますので、特にその用途を明確にするためにその財源を基金の形で予算措置して、そこから防災対策事業のほうに充当するというような経過がございますので、今回は、先ほど大川議員の言われた、そのときの財源ということで2,445万1,000円ということで、特殊な形の基金づけというように理解をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 今の課長の説明ですと、9月に出示されたこの職員の給与の減額の財源を使うともうこの基金はなくなる可能性も、納税分はありますけれども、そういった類のどうも性格のようです。これは、そうすると、本年アクションプログラムができて、恐らく来年の事業には相当防災対策の事業が増えると思うんです。そうすると、もう来年この基金条例は消える可能性が推測できるんですけども、その点についてはどうですか。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） もう一つ関連で、この後に提出をしております、すみません、先ほどお時間をいただきましてご迷惑をかけましたもう一つの基金条例のほうは、ご存じのように、前倒しの交付金ということで県のほうから、そちらのほうとこの二本立てで緊急の防災に資するというようなことございまして、今、庁内で整理中なんですけど、防災対策の基金条例につきましては、今取り組んでおりますアクションプログラムのソフト事業あるいはハード事業、これらに充当させていただくことでは考えております。さらに、交付金のほうも27年度までの前倒し交付金でございますので、そちらのほうでも対応するというところございまして、防災の事業の、今個別の各課で調整している事業との割りつけ等も含めましてこれから整理をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

増田 清君。

○12番（増田 清君） 基金の処分の関係ですけれども、今、課長の説明で、来年度こういうものに変えたいという説明がございました。昨日もちょっと教育振興基金の件で質問しま

したけれども、本来ならば一般財源で処理しなければならない予算、こういう基金をせっかく設けたという考えから、やはり一般財源で処理しなければならない事業じゃなくて、やはりもうちょっと特殊な事業もあると思うんですよ。そういうふうな使い方をすべきじゃないかなと、そう思うんですけれども、それについての考え方はいかが考えておられるか。ちょっとお聞きしたいと思います。

ずっと一般財源でやってきたものを、たまたまこういう基金があるからここへ充当しようと、そういう考えじゃなくて、やっぱりあくまで基金ですから、そういう特別扱的な事業に使うというのが僕は基本だと思うんですけれども、これについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 増田議員のご指摘の点でございますが、防災対策事業がこれから特にこれからの取り組みの一つのメインになろうかと思っておりますので、その財源確保ということで、その中でどの事業、例えばハードに特化する大きな事業のための財源にするとかということも限定できないのも事実でありますので、財源のほうは優先したような形の色彩のある、基金条例のほうは先行しているというようなことで、計画のほうは、まことに申しわけないですけれども、しっかりしていればその中で振り分けて、これは大きい事業だということで市民にわかりやすいものの位置づけができたのかなとは思っておりますので、そういう考え方が十分とれなかったというのも事実ですので、今回は給与の減額で入れる受け皿ということでこの条例をお願いしている状況です。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 増田 清君。

○12番（増田 清君） 企画財政課長にちょっとお伺いをしたいと思います。企画財政課長、やっぱりさっき言った、一般財源がないから、じゃ簡単に基金を取り崩すかという考えなのか。あくまでやはりそういう特殊というか、基金の積み立てをした一つの特殊な事業の中でどんな運用をするか。やはりこれ考えていかなければならないと思いますけれども、財政運営の上からどういうふうにお考えか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） ただいまの増田議員の質問なんですけれども、今回設置しようとしているその防災基金につきましては、基金の区分上は特定目的基金というふうに区分されると思います。まさしくある特定の目的のために資金をストックための基金であるとい

うことです。

そのような原資については、先ほど市民課長の説明でございますので、とりあえずその辺は省略させていただきますけれども、その給与削減をする際に、職員組合としての希望としては、地域に密着した事業に充ててほしいよというようなこともございますので、財政運営の上においては防災対策の事業を吟味した上で、その事業内容がまさしく地域に密着しているような事業であるということで、この基金の目的に沿うものであれば、計画的にその基金を充当した中で事業を執行し、住民のための安心・安全の事業を進めていく、そのような考えを持っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第70号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定についてをご説明させていただきます。

お手数でございますが、議案件名簿の14ページをお開き願います。

下田市緊急地震・津波対策基金条例を別紙のとおり制定するものとするでございまして、提案理由につきましては、緊急的かつ重点的に地震・津波対策を実施するためでございます。

経緯でございますが、静岡県はこれまで市町の地震対策に対する支援を大規模地震対策等総合支援事業費補助金にて行ってまいりましたが、県の第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013の公表を踏まえまして、今後3年間に市町が緊急かつ重点的に地震・津波対策を実施できるよう現行の大規模地震対策等総合支援事業補助金制度を見直し、3年分の補助相当額を交付金として一括配分する形となったため、その受け皿として基金を設置する必要性が生じたためでございます。

次に、15ページをお開き願います。

本則の各条文について説明をさせていただきます。

まず、第1条設置でございますが、この基金設置の趣旨を定めており、平成25年度から平成27年度までにかけて緊急かつ重点的に取り組む必要のある地震・津波対策を計画的に実施するため基金を設置するというものであります。

第2条積立て等でございますが、第1条の趣旨に基づく財源として静岡県からの緊急地震・津波対策交付金を積み立てるとし、積み立てる額は予算措置された額を積み立てることとする規定でございます。

第3条管理でございますが、基金の管理方法に関する規定で、最も確実かつ有利な方法により保管するものとしております。

第4条運用益金の処理でございますが、基金の運用から生ずる預金利子等の運用益金の処理については、基金に積み立てることとしたものであります。

第5条処分等でございますが、基金の処分に関する規定で、第1条に掲げる目的を達成するための必要な経費の財源に充てる場合にのみ処分できることとしています。

また、平成27年度において基金に残金があった場合は、一般会計予算に措置し静岡県に返還することを規定しております。

第6条委任でございますが、この条例に定めのない基金に関する事項について市長に委任することを定めたものであります。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしております。

また、附則第2項において、平成28年3月31日限りその効力を失うと規定をし、有効期限を定めたものでございます。

以上で議第71号 下田市緊急地震・津波対策基金条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

竹内清二君。

○1番（竹内清二君） すみません。1点だけちょっと語句のことで聞きたいところなんですけれども、先ほど表題のほう、条例案の件は事業という言葉を除いた形で訂正がございました。その理由を議運のほうで聞いたところ、事業という言葉が入っているとハード面の施策に限られてしまうおそれがあるということで今回、事業という言葉が削られたということで

すが、設置のその第1条のほうには津波対策事業を計画的に実施するとうたっておりますが、こら辺の事業という言葉が残っていることに対して特に問題はないかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） ただいまのご質問ですが、冒頭の趣旨の説明でもお話をしたとおり、県の第4次被害想定及び今回地震・津波対策アクションプログラム2013を踏まえたということで、それに対する取り組みの前倒しということでございまして、既に現在は25年度事業でもそれを予算措置をさせていただいておるところでございまして、基本的にはアクションプログラムのできるまでの25年度のものから、プログラムが25年度末にできて、できた以降のものについてもソフトあるいは、26年度以降になりますと、当然ハード事業もアクションの中に入ってきますので、そういうものにとということで、実際の充当はそういう措置になろうかと思えます。ですからソフトだけではないということでございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） 1点だけ質問いたします。

この基金条例は、ここにも書いてありますが、3カ年の勝負だと、実質上はこの議会で1億3,000万、基金条例を制定すると。そして、この25年度は恐らくなかなか難しいなという印象があるんですが、ともかくその3カ年間のこれに対する事業計画、これをいつ頃確定する計画でいますか。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 今取り組んでおりますアクションプログラムの中でも、関係各課のほうにもハード、ソフト事業等、あるいは消耗品の購入もございまして、そういう中を整理しておりますので、大きな骨格については、この新年度予算までにはアクションプログラムも策定することで今準備をしていますので、そういう中で絞り込みをさせていただくような事業費の割りつけを、特財の割りつけをさせてもらうような事務の流れになろうかと思えます。

既に今年度のももの、この前倒し交付金1億3,000万の中には今回受け皿の予算措置の扱いは補正予算の中に入っておりますけれども、その中で、冒頭言いましたように、県の今まで、従来扱っていた大規模地震対策等総合支援事業費補助金、これが6月27日の第4次被害想定公表より前に取り扱っていたものも、その6月27日の公表以降準備している……。

〔「具体的に下田幼稚園は入るの」と呼ぶ者あり〕

○市民課長（土屋範夫君） 下田幼稚園は、先ほど言いました従来の県の大規模のほうから今回の交付金の事業のほうに乗りかえになりますので、この予算のほうでは入れかえになっています。だから、この1億3,000万のほうを充当するような形で今回の補正予算のほうにそういう入れかえの手続をさせていただいております。したがって、対象として下田幼稚園の避難路整備につきましては対象となっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 大川敏雄君。

○14番（大川敏雄君） わかりました。

そうだとしますと、平成25年度の1億3,000万の使途は下田幼稚園だけだと、5,000万、加えて、課長が今答弁したのは、26年度予算の当初予算までには、いわゆる26年あるいは27年の残りの部分についての事業計画を確定したいと、こういうことで確認してよろしゅうございますか。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） そのように流れはなっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第72号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（名高義彦君） それでは、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案件名簿の16ページをお願いしたいと存じます。

16ページは議案の鑑でございます、下田市課設置条例の一部を改正する条例を、次のペ

ージ、17ページの内容のとおり制定させていただきたいというものでございます。

提案理由でございますが、当市の喫緊の課題でございます防災対策等の強化を図るため、組織機構の見直しを行うものでございます。

経緯を述べさせていただきたいと思えます。

東日本大震災以降、地域防災の充実に向けました組織体制の強化が課題となっております。それも議会の皆様からも求められております。そのようなことから平成24年度経営戦略会議におきまして、組織機構の改革、見直しを検討事項といたしまして職員によるプロジェクトチームによる検討作業に入ったところでございまして、都合7回のPT会議を経まして昨年の12月に、喫緊の課題、中長期の課題、2段階に区分されました報告書が戦略会議に提出されまして、それを政策会議で検討決定いたしました。

その結果が平成25年度の人事といたしまして、防災係を防災係と消防安全係に分割しまして2名の増強。そして、係の配置につきましては、市民課の奥から現在の本館の位置に移動しまして市民と対応しやすい配置としたわけでございます。また、建設課都市住宅係の2名の増強、企画財政課のスタッフ制の廃止等が行われたところでございます。

本年度に入りまして、第二次プロジェクトチームによりまして平成24年報告に前提に継続検討がなされてまいりました。人口減少の現状では課を増やさない方針のもと、喫緊の課題について、中間報告として仮称防災課の設置、市民係、健康増進課、福祉事務所の再編、施設整備室の存続、選挙管理委員会の総務課への所管がえという4項目がまとめられております。

その後、中間報告の精査を進めまして、4項目及びその他の検討事項につきましての最終報告が本年10月に戦略会議に提出されまして、その後、政策会議で検討の結果、今回の組織機構改革としてまとめたものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料によりご説明を申し上げますので、説明資料の16、17ページをお開き願いたいと存じます。

左ページが改正前、右ページが改正後でございまして、アンダーラインのところが改正箇所でございます。

第1条中、市民課を地域防災課に、健康増進課を市民保健課に改めるものでございます。この改正によりまして、次の18、19ページをご覧くださいと存じますが、そちらに記載のとおり、それぞれの課に係を分けております。また、下から4つ目に選挙管理委員会がございまして、そこについては総務課の所管としております。その結果、現在の12課1所2室

4局42係に変更はございません。

それでは、再び議案に戻っていただきたいと存じます。

17ページの附則でございますが、第1項施行期日でございます。この条例は平成26年4月1日から施行するというものでございます。第2項は、この改正によりまして下田市住居表示審議会設置条例の一部を次のように改正するものでございまして、7条中に市民課がございしますが、それを市民保健課に改めるものでございます。第3項は下田市国民保護協議会条例の一部を改正するものでございまして、第5条中に市民課がございしますが、これを地域防災課に改めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議第72号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 今回、防災について力を入れていくということでの課の設置条例の改正は時宜を得たものだろうと、こんなふうには感じております。この市民課が地域防災課になった。これが単なる看板のかけかえでなく、いわゆる防災について力を入れておくよと、こういうものが内容化されるには、一つには人員強化、特に私は、土木施工管理技士が下田市にいるかどうか知らないけれども、いればその人の配置、いなければやはり土木施工管理の専門家を育てていく、こういう人的な面での強化とともに、やはり予算措置を大きく、これを機会にやっぱり増やしていくと、こういうことがなされて、まさにこの課設置条例の変更に血肉が通うということなんだろうと思います。

予算のほうでは、先ほどの下田市緊急地震・津波対策基金条例などが出て、県のほうから予算措置はされているものの、やはり下田市の一般会計からも大きく出す必要があるのではないかと。今現在、下田市の大きな課題としては、避難路、避難場所の整備、これがやっぱり喫緊の課題であろうと。現在、地域でやりなさいよと、50万円を上限に市が補助しますと、こういう姿勢で行っているわけですが、いわゆる防災に大きく力を入れるとなれば、なかなか地域で独力でできるところもそう多くはないし、また、50万という金額もはっきり言って少額であります。ですから、やはり避難路、避難場所の整備については、地元と協力しながら行政が主体的にこれに取り組むと、こういう姿勢が同時になければ、単なる看板のかけか

え、パフォーマンスに落ちるのではないかと。その辺の見解をお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） まず、私からは、人員の強化が必要ではなかったかということでございますが、これは今の説明の中で、平成25年度に係を2つに分けたという中で2名増強しております。そういう中で、この伊藤議員ご指摘の土木技師の配置、そういうものもあるかと思うんですが、この辺につきましては、平成26年度の人事異動の中で、今ご指摘いただいたようなことから技師の配置が可能なのかなどなのか、その辺は考えていきたいというふうに考えます。

また、その後の予算措置につきましては、これは防災担当からお答えいただきたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 予算編成につきましては、ただいま編成作業中でございますので、また財政のほうとも協議しながら整理をさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 具体的には26年度予算編成の最中ということは理解するんですが、この課設置条例の変更をやるに当たって、当然この地域防災課、係から課に昇格したよと、これに力をいれるよと、この考えの中に予算は当然増やしていくよと。現行の地域が主体でやりなさいと、50万円を上限にした補助金で言っている。しかし、そこのところはやっぱり行政は大きく踏み込むんだ、こういう考えを含んでないのかなどか。名前は変えたよと、しかしながら中身のほうは変えることについては特に考えてなかったのかなどかという点をお聞きしたい。

○議長（土屋 忍君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今回、地域防災課という課を新たに設置するという事の中には、現在、例えば地震・津波対策だけではなくて感染症の問題とか、その他いろいろ危機管理をしなければならぬ事象が出ております。そういったものを総合的にマネジメントする、そういう役割を今回の地域防災課に位置づけさせていただきたいということでございまして、その体制については、先ほど総務課長が答弁申し上げましたとおり、25年度に2名の増員をして係を2つに分けさせていただきました。

それで一定の増員が図られたということで、現下のほうにつきましても、その対応の中で

何とかやっていけるのではないかという返事をいただいておりますので、来年度につきましては、地域総合防災訓練もごさいますけれども、そういった中でも十分対応できるという判断をさせていただいております。

今後、この地域防災あるいは危機管理という問題がさらに多様化してまいるというふうには予測しておりますので、そのときにまた改めて執行体制について十分議論検討した中で対応させていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 伊藤英雄君。

○3番（伊藤英雄君） 最後なので要望で終わりますけれども、やはり地震、津波について言えば、避難路、避難場所の整備、これはやっぱり喫緊の課題であろうし、市長におかれても避難ビルの建設という大きな課題を述べておられるわけで、そういう中においてやっぱり地域の避難路、避難場所、実際上はこれに予算づけがなければ進まないわけなんですよ。そのところはやっぱり看板を大きく地域防災課と、係から昇格させたんだから中身も伴ってほしいよと、アドバルーンだけに終わってはまずいよと、しっかり予算づけを行って避難路、避難場所の整備が実現するように努力していただきたいという要望で終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

岸山久志君

○6番（岸山久志君） この編成がえで市民課の窓口業務が健康増進課のほうに行くと思われまます。それで健康増進課のほうはかなりのボリュームが増えると思います。それで一言、私は思わないんですけれども、よく市民の方々から下田の市役所は近隣の町と比べて窓口のサービスというか対応が悪いという話を、私は思わないんですけれども、ちらほら聞きます。それについて、このボリュームが大きくなった健康増進がその市民サービスとして窓口業務を今まで以上に市民サービスとしてやっていけるかどうか。また、それについての取り組み等がありましたら教えてください。

○議長（土屋 忍君） 健康増進課長。

○健康増進課長（平山廣次君） この条例改正によって市民課の窓口が健康増進課へと統合されて窓口が大きくなるという、こういった部分で、そういった窓口に来る方の対応についてどうなのかということでございます。私のほうも窓口の対応について十分丁寧な対応をするようにということで言っております。クレームとか不満、こういったものが当然多く寄せられます。こういった不満とかクレームについては、係内、課内で情報共有して、いわゆる財

産にしていくというこういった部分を既に職員に伝えております。ですから、窓口で来た、お褒めの言葉も当然あるんですが、そういった言葉とか不満、不平、これについては情報共有をしていくというこういった部分で進めていきますので、課が大きくなってもそういった対応でして、そういったものを職員のスキルアップ、財産につなげるような対応で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 岸山久志君

○6番（岸山久志君） 要望ですが、健康増進は介護の保険もありますし、介護にもなれていると思っておりますので、ぜひともそういう優しい市民の対応をお願いいたしまして、要望として終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 地域防災課あるいは危機管理課というのは、私もかねてから新設を主張してまいりましたので、今回それが実現したということは非常にうれしく思っております。

市のほうとしては、課の総数は増やさないんだということで市民課と健康増進課をくっつけたというか一緒にして新しい課をつくったということなんですが、これはいろんな選択があったんじゃないかなというふうに思います。例えば市民課と税務課をくっつけたというか一緒にしたほうがかえって私のほうとしてはそのほうがすんなりというか、したのではないかなと。ということは、健康増進課というのが余りにもちょっと予算的にも、あるいは人員的に膨大でして、それと市民課と新たに一緒にさせるよりはむしろ税務課と一緒にしたほうがかえって窓口業務等々においてもスムーズに行くんじゃないかなんていうふうに思ったりはしました。

ほかにもまた何か、ほかにもいろんな選択の可能性もあったと言えば、福祉事務所と介護の問題だとか何かいろいろあったらしいんですが、どういう経緯で市民課と健康増進課を新しい1つの課にするというふうなことになったのかというその経緯について、考え方について説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 確かにこの案に至るまでについてはいろいろな経過がございまして、各課から係長級の担当者に出させていただいて、いろいろPTチームとして議論していただいた中でございます。それで、今の市民課、健康増進、福祉、税務、この窓口のある4課、

この中で変えていく方法が一番、訪問してくる市民の方々に対して、窓口の流れからして一番いいのではないかというようなことで考えを始めております。

そういう中で、健康増進と福祉の重複に近い部分、そういうものもございまして、健康増進と福祉の一部をつけるとか、そういう案もございました。ただ、そういう中で、現在の医療と介護の流れという大きな流れ、そういうものを考慮したときには、今の健康増進の形態を変えるのは好ましくないだろうというような話がございました。

そういう中で、市民課から防災係2係を除いたときに残りますのが市民係だけです。そうしたときに、市民係をそれでは税務課へつけるのか、あるいはほかのところにつけるのかと、そういうことになるわけでございますが、やはり市民係というのは市役所西館へ入ってきたときに一番最初にあるべき窓口であると、そこが税務課とついたときには、税務課は今流れの中で一番奥にございまして、いろんな相談、滞納相談とか納税相談、そういうものがございまして、相談室がある位置が変わらないほうがいいというような意見もございました。そういう中で、一番最初に市民係の窓口があって、本体の税務課としては一番奥にあると、そうしますと課長の目がなかなか届きにくい、そのような難点もございまして。

そういうことから、できるだけ市民の流れを滞らせない、そういう流れを考えたときには、やはり市民係をすぐ隣にございまして健康増進、これは国民年金ですとか保険関係、そういうところにも密着するわけでございますもので、市民係はそのまま隣の健康増進に統合させていただいた方法が一番よかろうと、そのようなことから今回の改革がまとまったところでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 鈴木 敬君。

○5番（鈴木 敬君） 何かいままでの課の配置ですか、それを考慮して市民課と税務課が離れ過ぎているからと、そんなの一緒にすればいいわけですし、ちょっと健康増進課と福祉事務所をちょっとずらして、その間に税務課を入れるとかいろんなことができると思いますが、それはいいとして、いろいろ市のほうとしてもいろいろ考えて、この形で一番いいのかなというふうなことで出した結論でしょうし、それはそれとして考えなければならないんですが、これらの結果としては、やはり議会としても常任委員会の配置等々のほうにもかかわって来るとは思いますが、いずれそれは3月議会のほうで何かの形で出てくるんですか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 議会の委員会構成等につきましては、我々の提案事項ではなくて

議会の中での検討事項でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はありませんか。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） この機構改革というべき課の設置の問題であります。課を増やさないと、こういう形で進めるんだというこの枠組みになっておりますのは、すなわち管理職、課長職を増やさないと、こういうことにつながろうと思うわけです。そういう意味ではきっちり責任を持っていただいて、課を増やしていくという、課長、管理職を増やすという方向も当然、検討されなければならないと、それがされなかった理由とは何かと。

そして、この案を見ますと、市民課長が防災と市民の仕事の管理者としてあったものを地域防災課の防災に特化して、市民課長が持っていたこの管理責任の部分は健康増進課、市民保健課という名前でこちらにくっつけると、こういう形になったというぐあいに理解ができるのではないと思うわけですが、そういう理解でいいのかという点と、25年に防災課のほうは2人の増員等をしているのでいいんだと、こういう答弁でありましたが、総数の職員は増やさないと、こういう形で進めれば、当然増やした部分のところの欠員はどこかの課がその割を食うということにならざるを得ないと思うわけですが、職員の配置体制は、この案でいきますとどういうことになるのか再度ご説明をいただきたいと思っております。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） すみません。もしかしたら私の説明がちょっと捉えにくかったのかもしれませんが、地域防災課、新しくつくります。その課長に防災監、今まで市民課長が兼ねておりました防災監を担っていただくこととなります。それと、職員ですが、申しわけございません。地域防災課は8人体制になります。課長プラス現在の防災係4人、消防安全係3人でございまして、職員数の異動といたしまししょうか、8人に1人増えるわけですが、市民課長であった者がいなくなって新たに地域防災課長としてそこに入りますので、人数的には変わりません。ですので、割を食う課というものは出てこない形になっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） そうしますと、課の名前を変えるためだけに、あっちにあった仕事をくっつけ合せて1つの体制をつくったと、実態としては何ら変わってないのだと、人員配置も変わってないんだと、こういう説明になろうかと思うんですけれども、そのことによって、これによってどんな効果があるのかと、その目的というのが疑問に思ってくるわけです。た

だ名前を変えて、今までの仕事を、あっちの課にあったものを地域防災課、総務課と市民課にあったものをこれに持ってきて、人の数は増えも減りもしませんよと、課長も増えも減りもしませんよと、こういうことでどんな意味があるのかと、こんな疑問が出てきますけれども、どうなのでしょう。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 地域防災課には、これまでの防災係、消防安全係の事務分掌以外にも新たに危機管理的な、司令塔的な役割を担っていただくことになります。例えば新型インフルエンザ等に対する司令塔的な、指示的な役割、総合調整的な役割、そういうものを担っていただく。また、事業の継続計画、いわゆるBCP、そういうものの策定等についても今後検討していただく、そのような新たな事務事業をやっていただくことを事務分掌としてつけ加えさせていただいております。そういうことから、単なる課名の変更ですとか人の異動をしたとか、そういうことだけに終わるものとは考えておりません。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 地域防災課にそういう危機管理的な仕事が増え、それを担ってもらうという意味はわかりましたが、危機管理的なもの、あるいは総合的な体制というのは、現体制の中ではどこでやっていたんですか、それは。総務課長なり何なりが担当していた仕事とは違うんでしょうか。全く新たな仕事として危機管理的なものがここに出てきたという理解をしてよろしいんでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 総務課長。

○総務課長（名高義彦君） 例えば新型インフルエンザ等ですと今年の3月に、たしか条例ができたわけですが、それは健康増進で対応すると、そのようなことになっておりまして、それぞれ個々に対応する形になっておりまして、総合調整的なところというものが体制的にはなかったのではないかと、そのように私は認識しております。そういう中で、今回その危機管理的なものについて司令塔役を担っていただく、そういう大事な役目を地域防災課には持っていただく、そのような形でこの案をつくっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 質疑の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

ここで10分間休憩します。

午後 3時42分休憩

午後 3時52分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで会議時間を延長いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第72号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第73号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、議第73号 下田市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページ、19ページをお開き願います。

18ページは議案の鑑でございまして、下田市ふるさと応援寄附条例を別紙19ページの内容のとおり改正させていただくものでございます。この条例改正は議第70号 下田市防災基金条例の制定と関連するものでございまして、提案理由は、ふるさと応援寄附金を財源として実施する事業及び管理運用する基金を追加するためでございます。

それでは、改正内容につきましては、議案件名簿19ページの改正文のとおりでございますが、具体的には条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げますので、お手数ですが条例改正関係等説明資料20ページ、21ページをお開き願います。

見開き20ページが改正前、右側21ページが改正後で、アンダーラインの引いてあるところが改正箇所でございます。

まず、条例第2条の寄附対象事業に定めるふるさと応援寄附金を財源とする対象事業の一つに第7号として防災対策の推進に関する事業を加え、改正前の7号を第8号に繰り下げるものでございます。

さらに、その寄附金を管理運用する基金として条例第3条に第7号として下田市防災基金

条例に基づく下田市防災基金を加え、改正前の第7号を第8号に繰り下げるものでございます。

議案の19ページに戻っていただき附則でございますが、第1項は施行期日でございますが、議第70号と整合させて、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、関連する下田市ふるさと応援基金条例の一部改正でございますが、先ほどの第2条の改正における号の繰り下げに対応したものでございます。

再びお手数ですけれども、条例改正等説明資料の20ページ、21ページに戻っていただきます。

下段の部分になりますが、号の繰り下げに対応させ、第1条及び第5条中の第2条第7号を同条第8号に改めるものでございます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議第73号 下田市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第73号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 3時56分散会